

令和5年第1回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 令和5年3月7日（火）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和5年3月7日（火） 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和5年3月7日（火） 午後4時08分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	吉田峰一
2番	笠松悦子	7番	五十嵐捷爾
3番	松井盛泰	8番	木村一
4番	城地秀樹	9番	谷口康之
5番	山田顕人	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 5番 山田顕人 8番 木村一

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	高田正志
保健センター長	高田正志
地域包括支援センター長	笠松さおり
税務会計課長	南一貴
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
建設水道課主幹	澤田浩一
教育長	堂下則昭
教育委員会事務局長	森永茂
スポーツセンター長	(森永茂)
知内高等学校事務長	南和敏
学校給食センター長	(森永茂)
代表監査委員	西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤辰治
議事係	高田貴明

令和5年第1回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和5年3月7日(火) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 5番、山田顕人君、8番、木村一君
第 2	委 員 会 報 告	議会運営委員会報告について
	第 1 号	(委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6		追跡質問
第 7		一般質問
第 8	議案第 1 号	令和4年度知内町一般会計補正予算(第12号)について
第 9	議案第 2 号	令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
第10	議案第 3 号	令和3年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
第11	議案第 4 号	令和4年度知内町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
第12	議案第 5 号	令和4年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
第13	議案第 6 号	令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第3号)について
第14	議案第 7 号	令和4年度知内町水道事業会計補正予算(第4号)について
第15		令和5年度知内町行政執行方針について(町長)
第16		令和5年度知内町教育行政執行方針について(教育長)
第17	議案第 8 号	知内町個人情報保護方施行条例の制定について
第18	議案第 9 号	知内町個人情報保護審査会条例の制定について
第19	議案第10号	知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
第20	議案第11号	知内町地域公共交通会議設置条例の制定について
第21	議案第12号	地方自治法第203条及び第203条の2に定める者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について
第22	議案第13号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第23	議案第14号	知内町国民健康保険税条例の一部改正について
第24	議案第15号	知内町奨学資金貸付条例の一部改正について
第25	議案第16号	知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第26	議案第17号	知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第27	議案第18号	知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第28	議案第19号	知内町国民健康保険条例の一部改正について
第29	議案第20号	知内町道路占用料徴収条例の一部改正について
第30	議案第21号	知内町公共下水道設置条例等の一部改正について
第31	議案第22号	知内町農業集落排水事業費償還基金条例等の一部改正について
第32	議案第23号	町道路線の認定及び変更について
第33	議案第24号	令和5年度知内町一般会計予算について
第34	議案第25号	令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について
第35	議案第26号	令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について
第36	議案第27号	令和5年度知内町介護保険特別会計予算について
第37	議案第28号	令和5年度知内町水道事業会計予算について
第38	議案第29号	令和5年度知内町下水道事業会計予算について
議案第8号から議案第29号までの22議案 (一括予算審査特別委員会(付託質疑))		

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議長(伊藤政博)

おはようございます。

令和5年第1回知内町議会の定例会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、町行政執行方針等を基に、令和5年度予算を審議する重要な議会であり、予算は1年限りのものとはいえ、その波及効果は後年度に大きく影響することは当然のことです。議員各位においては、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、町政の課題全般について町民との情報共有を重視し、本町の将来を見据え、町民の要望を諸政策に反映すべく十分に審議を尽くしていかねばなりません。議員各位の活発な討議が展開されますことを願いながら、本定例会の議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和5年第1回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、山田顕人君及び8番、木村一君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る3月1日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、成澤五郎君。

◎ 委員長（成澤五郎）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和5年第1回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和5年3月7日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。

令和5年第1回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和5年3月7日提出。知内町議会運営委員会委員長、成澤五郎。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、3月1日。出席委員、成澤、笠松、山田、吉田、谷口、各委員。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、佐藤、高田。2、会期について、今定例会の会期は3月7日（火）から13日（月）までの7日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、委員会報告2件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問4件、議案29件、行政執行方針2件、意見書案1件、発委1件、議長発議4件である。5、予算審査特別委員会の設置について、新年度予算に関する議案第8号から第29号までの22議案については、議長を除く議員全員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査する。6、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めて参ります。

● 会期の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から3月13日までの7日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの7日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和5年第1回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。令和5年知内町議会第1回定例会行政報告をさせていただきます。

まず1点目でありますけれども、火災の発生状況についてであります。2月21日（火）に北海道電力（株）知内発電所において、エレメントの交換取替作業中に潤滑油が噴出し、近くのガス混合機内部の高温部に接触したことにより出火致しました。その場にいた従業員の初期消火により直ちに鎮火したところであります。現在調査を進めておりますが、今後このようなことが無いように、徹底した原因の究明と火災予防を図るよう伝えたいところであります。

次に北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。令和5年2月13（月）に、第1回定例会が開催されております。議案第1号、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例案。議案第2号、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案。議案第3号が、北海道後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案。議案第4号が、令和4年度北海道後

期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）、歳入歳出それぞれ1億2,752万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,488億8,629万5千円とする。議案第5号、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案。議案第6号、令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算、歳入歳出予算の総額を31億1,904万6千円とする。議案第7号、令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算、歳入歳出予算総額を9,527億900万2千円とする。議案第1号から議案第7号までは、原案どおり可決されております。議案第8号は、北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、江別市の中村氏が原案同意をされております。議案第9号については、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例案として原案可決されております。

次に渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。令和5年2月14日（火）に、第1回定例会が開催されております。議案第1号、令和5年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計予算、歳入歳出予算の総額を14億9,249万9千円とするものであります。議案第2号については、令和4年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第3号）、歳入歳出それぞれ1,411万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億2,916万円とするものであります。議案第3号は、渡島廃棄物処理広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。議案第1号から議案第3号までは、原案どおり可決をされております。

発議案第1号、渡島廃棄物処理広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案どおり可決されております。発議案第2号についても閉会中の所管事務調査について、原案どおり承認をされたところであります。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和5年2月27日（月）に、第1回定例会が開催されております。議案第1号は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。議案第3号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。議案第4号は、渡島西部衛生センター施設整備基金条例の一部を改正する条例。議案第5号は、積立金の処分の議決変更について。議案第6号は、令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）、歳入歳出それぞれ2,572万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億8,384万1千円とする。議案第7号については、令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を、15億9,403万7千円とするものであります。議案第1号から議案第7号までは、原案どおり可決されております。

同意第1号については、監査委員の選任について、福島町の本庄屋氏が原案どおり同意をされております。以上で行政報告を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第7、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者により行います。

発言を許します。

2番、笠松悦子君。

◎ 2 番 (笠松悦子)

それでは、私の方から一般質問をさせていただきます。

質問事項と致しまして、知内版CCRC複合施設整備についてであります。

質問趣旨であります。少子高齢化の進む現在、知内高校の二間口確保が難しくなってきました。地域の活性化の為に、どうしても維持して頂きたいと思っております。そこで、令和3年6月に発表された知内町まちづくり総合計画(改訂版)に知内町版CCRCを推進することが謳われております。本町への移住を促進するだけでなく、知内町に居住している高齢者が安心して暮らしていけるオープン型の高齢者向けの居住施設に合わせて、知内高校の女子寮と複合施設の整備により、知内町ならではの自然の中で学びを体感し、多世代の町民との交流・協働が生まれる教育を実践しては如何でしょうか。

町長、教育長にお伺い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。少子高齢化の加速により、知内高校の二間口維持は今後更に難しい問題となることが予測されております。町と致しましても、地域から選ばれる魅力ある学校づくりに向け更なる取組みを進めているところですが、その一つとして町外から就学する女子生徒の居住環境については、現在のところ対象となる生徒が1名~2名程度と少数です。町内の旅館業者の方に受入れをお願いしております。

また、「知内版CCRC」についてですが、これは国が提唱する「日本版CCRC構想」を推進する為、平成28年度策定の「第6次知内町まちづくり総合計画」の当初版に本町の移住政策の一貫として都市圏のアクティブシニア受入れの検討を記載しておりました。ですが現実のところ高齢者が移住する主な地域としては、人気のある観光地や医療機関の整った地方都市等に集中している事から、現在本町ではシニア層ではなく担い手世代やファミリー層の移住促進に重点を置いております。尚、令和3年6月の第6次知内町まちづくり総合計画の改定内容は、小学校の統合や行財政改善計画等、後期5ヵ年で取り組まなければならない事項の追加記載したものであり、当初版の計画に削除や訂正はしておりませんので何卒ご理

解の程よろしくお願い致します。

さて議員質問の「オープン型の高齢者向け居住施設と女子寮の複合施設」についてですが、世代間コミュニティや見守り等の観点から大変興味深いものと存じますが、一方で女子生徒が安全に暮らす為には、舎監や管理人の配置、食事の提供等も必要とされます。

また、女子生徒の住居整備については、以前にも議会でご質問頂いておりますが、町の考え方としては、可能な限り民間事業者のご協力の下で環境を整えていきたい方針であり、今のところ新規の寮整備などは計画しておりませんのでご理解下さい。

いずれに致しましても、本町及び西部四町の児童数を考慮する限り、高校の二間口維持には、地域外から生徒を呼び込まなければ難しい状況となっております。

とりわけ女子生徒へ知内高校の魅力向上を図る為には、今後の方策の検討や体制づくり等が必要とされますので、学校、教育委員会と連携しながら進めて行きたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

お答え致します。知内高校においては、道立高校の統廃合が進む中、知内町まちづくり総合計画に基づき、普通科二間口の維持に向けた取り組みを進めているところであります。

近年、重に野球部や吹奏楽部等を中心として部活動がきっかけとなって、町外から多くの生徒が入学しているところであります。

令和4年度で、全校生徒162名のうち、約6割101名が道内各地の町外出身者であり、60名の生徒が青少年交流センターでの寄宿生活、民間業者先での下宿生活をしながら、高校生活を送っているところであります。

女子生徒につきましては、少数ではありますが道内各地から、入学者を受け入れており現在は3学年1名の生徒が、民間業者先で下宿生活を送っております。

女子生徒等の受入については、今後も可能な限り民間事業者の御協力の下で環境を整えていきたいと考えており、現在受入先として担って頂いている民間業者に御意見を頂きながら、より一層の充実した受入体制の構築を整備、検討していきたいと思っております。

知内高校の二間口の維持の取り組みを進めていく中、知内中学校卒業生数の減少に伴い、町外生徒数の増加は必然であり、生活環境に整備のみならず、教育活動の更なる魅力化が重要と考えております。

現在、高校が取り組んでおります、生徒の多様な個性やニーズの応じた就職から大学進学への幅広い進路に対応できる『ハイブリット型教育課程』、地域密着型の授業として地域と学校が連携・協働による、地域を活かし地域を学ぶ『地域創生学習』によるキャリア教育により一層の充実に取り組み、高校教職員で構成する『将来像検討委員会』を中心に、生徒会活動や部活動の更なる充実と並行しながら、更なる高校の魅力づくりの検討、積極的かつ効果的な情報発信に取り組み、広く選ばれる学校づくり、又、地域の将来の担い手となる人材の育成に向け、今後も町・学校と連携して検討して参ります。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、笠松君。

◎ 2 番（笠松悦子）

ありがとうございました。実は私これをずっと前から思っていたんですけども、特に思っ

たのは、2年前に高校生と議会との意見交換会があった時の事です。私のグループは、他町から通学している女子生徒だけのグループでした。その中で知内町について、知内高校についていろいろ尋ねましたところ、殆どの生徒が口を揃えて言われたことは、親が通学から色々な面から、お金の面で凄く助けられたって、そういう言葉が返ってきたことによって、そこで私はね、あなた達これから短大なり専門学校に行って、いろいろ学んできたり社会経験してきて、いずれそうやってお世話になったと思ってくれている知内町に何か貢献しようと思いませんかと尋ねたんですよ。そうしたら殆どの子ども達がね、都会で暮らしたい、ここに居て何が楽しいかっていうような事も口にされたもので、凄く私、それに関して毎年町から凄く子ども達に対して思いもありながら、凄く援助しているのにこのままで良いのかしらって、思ってしまいました。そこで、じゃあそれには何があるのか。知内に何も無いんじゃない、知内にはこれだけ自然というものと、その自然の中で自分で生き抜くという力を身に付けられる環境があると思うんですよ。私は、さっき町長さんも仰られたように、高齢者じゃなく担い手を呼んでいる、移住を促進しているそれにまた繋げていった方が良いと思いました。その若い人達が何とかここで暮らしたいというか、ここの良さをもっと見つけてくれる為には、もっと遠くの人達を集めなくちゃいけないんじゃないかって。今、特に都会、知内でも田舎でもですけど、核家族が増えています。その中によって高齢者の気持ちと通じるものが今ちょっと失われている世界かなと思っております。私は、高齢者と話をした時に何が良い、夏は良い、春も良い、秋も凄く綺麗で空気も良いし、美味しい物もある、でも一番困るのは冬だって言われました。私もそろそろ高齢に入っていますけども、冬なのでやっぱり雪、除雪が大変、だから雪の無い所に行きたい、また雪の無い所で暮らしている息子さん、娘さんがどうしても連れて行かなきゃいけない、行きたくないけど行かなきゃいけないという声をいつも聞きます。そこで、そういう方々にも除雪もしなくていい、高齢者だけの共同居住施設、そこに先程も言いましたように、核家族の意味を知らない子ども達が共に一緒に暮らしたら、お互いの事を分かり合える、高齢者の知恵も貰える、その中で、今、介護職員が凄く減っています。そうすると自然と介護に関心を持ってくれるか、子ども達が増えてくるのではないかと思って、いずれは知内高校の間口を拓げた所に介護ヘルパー等の資格を取れるような事もしていったら良いのかなと思っていました。とにかく私は、一緒に暮らすということから、いろんな事を学んでいける施設、CCRCという私の言葉が CCRCを色々と解説していくと日本版CCRCとかそれぞれあります。そこをまた知内独特のそういう形のもの何処か、いろんな話合いの中で見つけてやっていければなと思いますが、如何でしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

基本的にはCCRCというのは、当時のですね、大きな目的として東京圏から高齢化問題への対応ということ、そしてまた一つは地方への人の流れの推進ということをいろいろ意義があってCCRC構想ということで、立ち上げた所がありますけれども。ただいま議員仰るようなCCRC構想独自ということでその特徴から外れますけれども、独自の高齢者との若者とのふれあいの場所を整備しながら、今後様々な高齢者との繋がりを多くした中で、高齢者人口への対応、介護への興味だとかいろいろそっちの方にシフトして頂ける子どもが1人でも2人でも増えて頂ければということで、高齢者との繋がりを大切にしていきたいという

ことなんでしょうと思いますけれども、現実問題、C C R C構想からちょっと離れた特徴的には、それから全く離れた知内の考え方ということになれば、今、愛知県だとかいろいろ町外から、知内から出てまた知内に帰ってくるという高齢者の方々も増えていってアクティブに活動している方、または閉じこもりがちになってしまう方、様々な方がおりますけれども、本来であれば、積極的に町内との交流をして頂いて、活発な交流が持てれば、まちづくりへの効果が上がるんだろうと思いますけれども、なかなかそういう状況では無いという現実、そして町内の高齢者もそうした活動に社会教育の中でいろいろやっていますので、そうした活動に集まって頂いて、そこにまた若い人達の世代も集まりながら、交流ができるだとかいろいろ仕掛けの中でやっている現状もありますし、知内高校もしおさい園に出向いていろいろな交流もはかられてゲームをしたり、いろいろな楽しみを作りながら交流している状況にあります。そういう意味では、以外とC C R C構想というよりも、知内独自の高齢者との取り組みというのは活発化であるという認識をしております。

ただ、今後の介護2025年問題でも段階の世代が75歳に達するという一つの山がありますし、知内も高齢化41.5%位になっていますので、そういう状況を考えれば、どんどんこれから高齢化社会になってくる、その介護の受入先、従事する若い世代がどう思って介護職に取り組むか等も含めてれば、大切な交流活動からうまれる高齢者への配慮というか接し方だとかいろいろ学びが多くなるだろうと思っていますので、これからどうそうした活動を取り入れながら、今後、知内高校との交流を深めながらやっていけるのか、また教育委員会と議論しながら、その辺は対応させて頂きたいなと思っています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、笠松君。

◎ 2 番 (笠松悦子)

ありがとうございます。極端な話、例えば高齢者と交流する場を作るのであれば、町内の子、町外の子関係なく、1年生だけとか2年生だけとか、1年間はその全寮制にするとか、女子寮だけとか、そういう考えもうまれてもおかしくないものです。その中で生活を共にしながら、例えば花壇の整備なり、なんなりしてこの町内の目に付く所を綺麗にするとか、そういう事からボランティアの気持ちがあうまれたりするのでね、それもまた知内学として特徴のある学校運営をしていったら、それがやっぱりこの頃知内って新聞に載ったりなんなり、少なくなっているんですよ。全国に発信することによって、全国からここの町に来てみようかなという子どもも増えるかもしれないので、とにかく私は人間を大切に作る町、そしてまた、ここにはあすなる福祉社会が根をきちんと張ってやっていますよね、その中でやっぱり健全者も障がい者も共にほんとに知内はいろんな事を体験できるという、そういうふうな教育の方向性もちょっと見つけて頂きたいなと思っていますので発言させて頂きました。

それに関して、町長さん、どう思われるでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今、全体考えればですね、知内もいろいろ高齢者の課題もあります。先程議員からあったように除雪体制、随分自分も町内、一巡させて頂いて、冬時期になるとやはり体力的に距離が長い除雪が大変だという事で、車は持っているものですから当然移動手段とすれば、車を利

用せざるを得ない。これが除雪してからまた車を動かすという事になれば、大変重労働だという事でその間娘さんの所にお世話になるだとか、一時的な施設にお世話になるだとか、随分そういう方が増えているという現状は把握させて頂いております。そういう人達の対応というのもこれから考えていかなければなりませんし、そして今議員ご指摘のような子ども達の交流という面も合わせて、冬以外ですね、ここに住んで良かったという知内の魅力という位置づけを付加価値を高めていくか、これは大切な事になるんだろうと思っていますので、これだけ大自然が豊かな知内町でありますから、まして、いろいろ農家さんが頑張っている、一次産業を頑張っている、川上から川下の方々も頑張っている素晴らしい環境がありますので、そこに住んで良かったというものをもう少し重ねていけるような取組みというのは、していくべきだろうと考えていますので、これからもまた、いろんな角度からそうした行為に答えられる対応策を検討していきたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、笠松君。

◎ 2 番（笠松悦子）

ありがとうございます。今ほんとに若者というか中堅の方々もですが、なんで町内会費を払わなきゃならないとか、町内会に入りたくないとか、まして厚沢部町でPTAが解散したっていうか、そういう問題もおきていて私達の時代とは違うかもしれないんですけども、やっぱり共に共同で先を見つめるというか、そういう事が失われて個々になってきてますよね。それがやっぱりわび先からお願いしているように、若い時からそれが大切だけじゃなく、その中から喜びを見つけれる、楽しみも見つけれる、やっぱりこうしなくちゃいけないんだという心を、ほんとの柔らかい頭を持っている高校生からもう一度見直して頂く必要があると思ったので、私は今あえて今回このような発言をさせて頂きました。

それに対して考えがあればお聞かせ願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

先程議員から言われました、人の大切さ、ふれあいというのは自分達も核家族化しておりますけども、大家族の中で育ってますので、そういう意味では、団塊の世代と一緒に過ごす事によっていろんな思いやりだとか、そういうものは勉強させて頂いたというか、自然に身に付いてきたんだろうと思いますし、高齢者とのふれあいというのは苦になりませんし、そういう環境があるからだと思っています。そういう意味では、個別化している社会の中で、どう高齢者、障がい者等いろんな方々のふれあいを基に自分を高められるか人間力が問われる時代になってくるんだろうと思いますので、その辺は十分これからもまた人間教育も含めてしっかり踏ん張っていきたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、笠松君。

◎ 2 番（笠松悦子）

ありがとうございます。ほんとに私もいろいろ調べた中で、新しく建物を建てるのではなく、既存のある物を利用してやったという所も見つけられましたので、いろんな方策はあると思うんです。やっぱり財政の事からも考えると、今建てるのは難しいかもしれないんです

けども、その計り、どっちが大事かなを思いながら、この先末永い知内町、やっぱり高校が無いと過疎化するような気がしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、4番城地秀樹君。

◎ 4 番（城地秀樹）

4番、城地です。よろしくお願ひ致します。

私の方から、質問事項として、2点ございます。指定避難場所、避難経路の除排雪対応についてと観光資源の管理・整備についての2点でございます。

まず1点目でございます。重内地区の神社前駐車場は、避難指定場所になってございます。

日本千島海溝沿いの巨大地震大津波に備え、特別措置法に基づいて、本町も『特別強化地域』に指定されました。そのことから、いつ来るかわからない災害に備え、積雪期間における避難経路・避難場所を万全に確保するための除排雪を実施する必要がありますがでございます。

町内各地区における指定避難場所及び避難経路を含めた除排雪の対応について所見をお伺ひ致します。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。積雪期間における避難経路・避難場所の除排雪についてですが、まず避難経路は道道や町道を指定しており、ほぼ全ての経路の除雪は行っている状況です。一部、山間部において避難場所まで除雪出来ていない路線が1路線（森越ケーラ沢線）あります。次に避難場所は公共施設の敷地（各町内会館、知内公園、認定こども園など）は可能な限り除排雪は出来ております。ただ、公共施設が無い中の川、森越地区は民間施設をお借りすることになっており、除排雪については敷地所有者にお願いしている現状です。

現在、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備えて知内町地域防災計画「の見直しに着手しており、その中で昨年2月に作成した防災ハザードマップの避難経路・避難場所をもう一度点検しつつ、更なる現況に合った指定を行っていき、積雪期間の対応についても合わせて考えていくこととしています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、城地君。

◎ 4 番（城地秀樹）

ありがとうございました。

続きまして、観光資源の管理・整備についてお伺ひ致します。

矢越展望台や重内神社は、町の観光資源として、多くの観光客が訪れております。

町としても、PRしているせっきくの観光資源である矢越展望台では、草木が生い茂り、重内神社では、駐車場・公園広場の路盤状況が悪く、観光客を受け入れる体制ではありません。観光振興計画の中でも謳われていることから、町としての管理・整備について所見を伺ひます。

例としまして、昨年ですね、9月24日に小谷石災害から五十年、小谷石豪雨災害犠牲者五十回忌追悼式がございました。その前段でですね、ちょっと展望台に上って見ましたんで

すけども、まず上っていく階段があまりにも急で整備が必要なのかなと見受けました。

それから、上の展望台の記念碑でございますけども、この知内町には、源義経が訪れたという伝説がございます。是非ですね、その記念碑にそれを載せてPR出来れば、更なる観光資源になるのかなと思ってございます。

あと、重内の展望台につきましては、車で上り、下の駐車場から上っていく通路もですね、道路が冬のしばれで持ち上がったのか、穴が結構ございます。それから、下ってきて右側の方にですね、円形の花壇がございました。これは町内会の判断としまして、先程の質問にふれますけども、避難場所の一角にしたいなという思いがございます。何れにしても重内展望台につきましては、重内地区の財産というレベルではないとみております。町の財産としてですね、是非前向きなご検討を頂ければと思ひまして、所見をお伺い致します。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

まず、答弁書にありますように、答弁を優先させて頂きたいと思ひます。

矢越展望台や重内展望台は、津軽海峡や重内平野を一望できるスポットとして、本町が誇る観光資源の一つであります。

矢越展望台は、平成26年に町が整備して以降、町内会に草刈り等の管理を担って頂いてきましたが、昨年、町内会から今後の管理については町で対応願ひたいとの申し出をいただきましたので、新年度からは、町が中心となって観光協会とも連携しながら適切な管理に努めて参ります。

また、重内神社につきましては、町が直接的に管理や整備を行うことはできませんが、町内会が実施している環境整備活動などへの協力について、今後の町内会要望なども踏まえて検討していきたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、城地君。

◎ 4 番（城地秀樹）

重内地区につきましてはですね、環境整備という事で年2回、春と秋に草刈りを全会員で実施しております。これはですね、これからも皆の協力を得ながら継続して参ります。

今 町長が申し上げたとおり、前向きな検討頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に5番、山田頭人君。

◎ 5 番（山田頭人）

知内町地域防災計画についてご質問させていただきます。

知内町地域防災計画は、町内に係る防災に関し、災害予防・災害救急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、知内町住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災業務全般にわたり計画的かつ迅速・的確に実施するため、地域の防災の万全を期することを目的とし、平成8年に知内町防災会議が策定したものであります。又、東日本大震災後の平成26年には、津波対策編として改訂されて

おります。しかしながら平成28年に発生した熊本地震の対応において、広域的な応援・受援の具体的な運用方法が確立していないため、応援の受け入れにあたり、県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど、被災地方公共団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから、多くの混乱が見られたため、次年度に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」が示されました。

そこで、現在の知内町地域防災計画では、各公共団体からの応援受援体制やボランティアの受入体制など対応が不十分だと思われませんが、町長のお考えをお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

災害が発生すると被害地外の地方公共団体は、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき災害発生直後から職員の派遣、物資等の提供を行う等して被災地を支援することとなっております。一方、こうした応援状況の実態に対し、受入れ側の地方公共団体の準備は必ずしも十分とは言えないことから、内閣府（防災担当）が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」が平成29年3月に示されました。

このガイドラインによれば、地方公共団体は「災害時の受援（応援の受入）体制」をあらかじめ整備しておくべきである、災害対策基本法や防災基本計画に明確化されている「応援・受援」の実効性を確保すべきであるなど、基本的な対応が示されており、特に人的応援や物的応援においては、様々な枠組みが存在し、全体像の把握が難しい現状であることから、それらを理解し、災害対策本部体制に「受援班」もしくは「受援担当」を設置すべきであるとされています。

議員ご指摘のとおり、現在の知内町地域防災計画においては、ガイドラインに沿った計画となっておらず、応援受援体制やボランティアの受入体制が必ずしも十分とはいえないものとなっております。ただ、日頃から知内町社会福祉協議会とは連携を図っており、災害発生時には災害ボランティアの受け入れを町と共に担って頂くことになっております。また、大災害時には北海道社会福祉協議会の支援を受けることにもなりますので、今後も知内町社会福祉協議会とは十分な連携を図ってまいります。

現在、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に備えて、知内町地域防災計画の見直しに着手しており、応援受援体制やボランティアの受入体制についても、ガイドラインにそった計画になるよう協議を重ね、もしもの時に備えて参りたいと考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備えてと、知内町地域防災計画の見直しに着手している尚且つ応援受援体制、ボランティアの受入れ体制についてもガイドラインに沿った計画になるよう協議しているということでもあります。しかしながら知内町地域防災計画は、防災に関しては最上位の計画だと認識していますが、地方公共団体の為の災害受援体制に関するガイドラインが示されたのは平成29年3月となっており、6年間もの間着手しなかったのは、どういう経緯なのか、もしもの時に備えるということであれば、もっと早く着手すべきではなかったのかと思いますけども、その辺如何でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

自分が就任当時、強靱化計画ということでそれも随分要請活動をすることによって国から早めの防災計画立ちあげるようにというご指摘を頂いて、それを急ぐということで、1年、2年結果的には2年かかって強靱化計画作成させて頂きました。その後総務課長と色々議論した中で、防災専門員を知内に派遣して頂いて、それらの見直しと災害についていろいろ枝がありますので、強化に乗り出そうということで今年度から防災専門員として就任して頂いたところでもあります。それによって総務課でいろいろ最後の答弁にもありますように、日本海溝・千島海溝のそれらも想定しながら、今最終的に計画を作り上げる所まで来たところでもありますので、その中でいろいろ強化させて頂きたいということです。それと来た当時知内町の全容分かりませんので、まず防災会議、地域それぞれ13町内会立ちあげましたので、それらを優先した中で、まず地域の避難経路、命を守る為にはどうしたら良いのかということと専門的な知識を加えた中で、指導して頂いたという、それをやりながらの防災計画の新たな練り直しになりますので、遅れているという現状。ただ3月には今、関係機関に最終確認をして頂いているという状況でありますので、ある程度方向性が見えるだろうと思っています。それ以降もまだ出来ていない、例えば災害時の廃棄物処理だとかいろいろ計画あるんですけども、それらも補強しながらですね、進めていかなければならないということで、まだまだ多少時間はかかってくるだろうと思いますけれども、何とか今までの遅れを取り戻す為に、これから防災専門員を先頭にこれから総務の中で練り上げて頂く事になるだろうと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

今までの遅れを取り戻すという事ではありましたけれども、13町内会で防災会議を設置したという事もありますけれども、まず、この計画には防災会議というメンバーが載っているんですけども、町内会だけでは無いんですね。北海道の職員も入ってたり、それが防災会議になるのかっていうのはちょっと疑問なんです。

それとこの防災計画の第1章第5節、防災会議において毎年定期的に検討を加え、必要があると認めた時は修正をする。但し、軽易な事項または緊急に修正を必要とする事態が発生した時は、会長が修正し、次の防災会議に報告するという事になってる。これ、防災会議は恐らく毎年定期的に開かなきゃならないものなんだろうと、いうふうに私認識しているんですけども、それを毎年やっていると、ガイドラインが平成29年になったものも毎年やっていけば、クリアしていったのかな、対応出来たのかなと思うんですけども、そのあたり如何でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

私の方からご説明致します。議員仰るとおり、その中では防災会議を毎年のように開いてですね、計画の見直しを含めては勿論ですけども、体制整備だとかこのようなガイドライン

示されたらどうだとか、国からのあれがどうだとかになった場合にですね、その中で見直しをしていくのが筋であります。ただ議員ご指摘のとおりですね、この計画自体も26年の計画から遠ざかって見直しが出来ていないのが現実であります。防災会議自体もですね、実際には開かれてはおりません。今回も今見直しに着手してですね、メインは日本海溝・千島海溝の推進計画というものをまず作らなければなりませんので、それを急いで今3月いっぱいで作ろうと思っています。その中で文言の整理、あとはこのボランティアの受入れもですね、盛り込もうという事務の段階でやっております。そして、気象庁と北海道の方にも問い合わせ、これで良いのかどうかをですね、やっているところ何ですけども。ボランティアの受入れについてはちょっとお話をさせていただきますと、全く明記されていないものではなくてですね、今の現状でも受入れはどうだとか、そういうものは書いているんですけども、ガイドラインは100ページ近くに及んだものを今承知はしているんですけども、これを全部盛り込む訳にはいきませんので、その中でも特徴的なものを盛り込んで、あとはガイドラインに沿ってですね、計画の中でやっていくと。やっぱり大事なのは、現実的な受入体制をどうするかということが、やっぱり計画も勿論今言ったように、上位の計画でありますので大事ですけども受入体制がやっぱり大事なので、その辺については、昨年来から社会福祉協議会の方ですね、お話は何回もしているんですけども、社会福祉協議会も自分ら人員もいませんし、うちの方も総務体制でやっていますし、ボランティアの受入れの前に災害復旧だとか、現地調査等全職員でやっているような現実がありますので、そうは言ってもやはり、少し大きな災害だとボランティアさんが来て頂けるので、その受入体制についてはやっていかなければならないねという事を社会福祉協議会とはお話は今していますので、やっぱり知内の実態にあったガイドラインも大事ですけども、実態にあった受入体制を構築する為に話し合いをしているというところです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

今ボランティアの関係もそうなんですけども、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の計画を先に練っているという事ではあるんですけども、先程言いましたけれども、知内地域防災計画の方が上位計画になるのかなと思うんですけども、それを先に改訂していかないと、そのあたりもやっていけないのかなと思うんですけども、ボランティアの受入れについてもですよ、ガイドラインは社会福祉協議会、北海道の社会福祉協議会から各市町村の方に依頼が来ていると思うんですけども、その辺りも結局この防災計画が改訂されていないから、すんなり出来ないんですよ、今のところ。ある奉仕団体ですけども、知内の社会福祉協議会と提携を組みたいと、防災センターを立ちあげる為の協力をしたいという事で、その要請をしたみたいなんですけども、その辺りが結局、防災計画の改訂がなされていないので、出来ませんよという事だったんです。木古内さんの方はちゃんと出来ました。この辺りをやはり計画を先に変更していかねばならないと思うんですけども、その辺り如何でしょう。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務課長。

◎ 総務課長 (西野俊一)

議員仰るとおり、我々行政なので基本的な計画を優先的に上位ですので、やっていかなけ

ればならないんですけども、先程言ったとおり実体、これは大事です。指針的に大事なんですけども、やっぱり実体にあった形で小規模自治体については、ボランティアの受入れがどうしても脆弱になるということで、先程言ったとおり社協とはですね、何回もやっているんですけども社協さんもやっぱり人員も充分にいないので、実体としてもし災害のボランティアを受け入れる場合にどうしたら良いのかということは今何回もやっているんですけども、その中で計画にその部分が無いから、例えば、議員が言われたような何処かの団体と結べないとかということはないと思うんですけども、うちも今10本近く町といろんな団体と協定を結ばせて頂いてですね、何かあったら支援を受ける事になっていますので、その部分だけでいくとですね、計画がある、計画がないとか、勿論計画大事だというのは先程から言っている通り、その通りなんですけども、計画が無くても協定を結んで実態にあった支援を受けられるものにしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

計画が無くても出来るということで、本当にこの計画がいらぬのかという話になってくるんですけども、その辺りちょっとどうなのかなという気はするんですけども、ただ毎年開催しなきゃならない部分があったと、ただ平成8年以降一度も開催してないのかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。その辺。

◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

平成26年の改訂の時には、勿論防災会議はからないと改訂できませんので、平成26年にやっているのはありますけども、それ以降については記録はなかったです。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

本来であれば、毎年開催しなきゃならない、そこで改訂していかなきゃならないという部分なんですけども、この体制が平成8年以降、ちゃんとなっていなかったという事何でしょうね。恐らく西山町長のみならずなんですけども、歴代の町長を含めてね、この計画を軽視していたんだろうと思うんです。重んじているのであれば、恐らく毎年やっていたというふうに思うんですよね。その辺りが、がっかりだなというふうに思います。防災会議の会長が町長になっていますよね。招集するのも町長。この内容の中で、防災会議のメンバーというのが、招集しづらいメンバーになっていると思うんです。その辺も簡単な各機関から集まってもらって専門の方も集まってもらって、やらなきゃならない部分なんですけども。ただ招集しやすいようなメンバーにした方が本当に良いのかなと思いますし、その辺りをとんとんとん変えていった方が私は良いと思うんですよね。それこそ災害対策本部のメンバーなんか昔の総務企画課長だとか、幼稚園の先生達だったりとか、その辺りがまだ古いものが入ってきているんで、その辺りを本当に改訂していかないと進んでいかぬんじゃないかと思うんですよね。

その辺り本当に改訂していくというのであれば、こっちを先に改訂していかないと駄目な

のかなと思うんですけども、もう一度町長お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

ボランティアセンターに関しては、開設して運営している市町村というのは、73市町村ということで北海道全体の四割程度になっているということで、今議員がご指摘のとり、受援体制というのは、それぞれ東日本大震災、そして今トルコ大震災で、東日本大震災を基にしたものを更に車で避難出来るだとか、そういう検討にも入っている状況にもありますので、どんだん対応というのは、変わって来ている状況にあります。

そういう意味では、地域の防災会議とは別に、防災会議の中で図って最終判断をしている訳ですけども、气象台だとか当然渡島振興局にも入って頂いて北海道支援、様々な支援団体に入って頂くというのが前提になりますけれども、ただ運営に関しても、早々にセンターを立ち上げながらNPO法人、一応いろいろ経験がある団体の応援を頂いて講習を受けるというのも前提になってくると思いますので、そういう意味では早々に立ち上げを協議しながら、災害ボランティアセンターの設置を町がするのか、社協がするのか、ちょっとその辺はいろいろ選択肢あるようですけども、それを早々に設置しながら、また先程言うようなNPO法人等の知恵を借りながら更に受援体制の強化をこれからしていきたいと考えておりますので、是非今、始まったばかりというよりも本当に議員仰るように何をやってたんだという話になりますけれども、その辺はこれからしっかり対応させて頂きたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

分かりました。防災計画の中を変更してくのは、私はそこが最優先なのかなと思うんですけども、これを変えていく、見直していくという事でガイドラインも大事だといっていましたけれども、あくまでも知内町に見合ったような計画にしていってほしいなという部分で、その辺りはお願いしたいなと思います。

そして、海溝型地震の特別強化地域指定に伴う対策として避難路、避難施設や消防署の移転の検討、町民町内会、町の役割を明確化、防災シュミレーションの充実、農業用排水路の再検討という事、町長の今回の選挙公約の中に掲げておりました。それでですね、防災シュミレーションの充実という事を書かれているんですけども、この辺り具体的にどのようなものなのかお知らせ願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

他町でも津波による被害を分かりやすく町民に説明する為に、ある程度シミュレーションを作りながら、映像を見ながら理解して頂く活動をしております。町内でもそうしたシミュレーションの中でこれから町民に説明する時に、分かりやすく防災員が説明に取り入れてこれから活動出来ればなという思いで、今回揚げさせて頂いております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

津波の映像だとかで、町民に見てもらいながらということでもあります。私ちょっと勘違いしていた部分なんですけども、シミュレーションという意味で、防災訓練のようなものなのかなというふうに、私、勝手に想像していたんですけども。仮にですね、大きな地震がきました。大津波警報が発令されました。走って高台に逃げられる場所に住んでいる方は、それはそれで問題ないと思いますけれども、知内町はやっぱり海岸線長いので、そこに住んでいる人達、なかなか指定避難場所まで、どう行くのかっていうところがあるんですけども、恐らく現実的に考えると、車で移動するんだろうなというふうに思うんです。そうなった時に各町内会単位で避難訓練やっているんですけども、それじゃ恐らく渋滞の加減だとか、何処に車を停めて、どれだけの車が止められるのかというのも町内会単位だけでは分からないと思うんですよね。やはり、計画の中に第4章第4節の中に、知内町防災の日の設定ということで災害から町民の生命、身体、財産を保護する為、防災関係機関をはじめ広く町民が台風、高波、津波、地震等について関心を高め、災害に対する備えの充実強化を図る為、知内町防災の日を設定し、この日或いはこの日の前後の都合の良い日程をもって防災訓練を実施し、防災思想の復旧と啓蒙に努めるということで、防災の日が設定されております。9月24日です。小谷石の大雨災害の時だと思いますけれども。これを考えるとやはり全体でやっていく事になってくると思うんですよね。その辺りが何故か町内会単位になってきている。全体でやる事によって、何処が渋滞する。駐車場がどれ位必要になる。その辺りが出て来ると思うんですよね。それを全体でやってみないと、恐らく道路の避難計画だとかも、今仰ったシミュレーションなんかもなかなか難しいんじゃないかと思うんですけども。

町長、如何ですか。

◎ 議長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町長 (西山和夫)

先程ちょっと触れましたけれども、東日本大震災でそれぞれの避難というのは、当然歩くというのが原則、避難路として。それが今トルコ大地震を受けて車もという事で、一つの見直しが迫られているという報道もありましたけれども、議員仰るように全体を考えれば、全体の大地震がおきて津波が来る前に、どう誘導出来るのかという事になれば、渋滞を出来るだけ避けながら歩いて逃げる人達も共有しながら、どう避難路を誘導していくかという事が大切になってくるんだろうと思いますけれども、今一つの案としていろいろ示されているのが、車で行く場合は、ずっと安全な一番奥の広場がある所に車で行く人は優先的に走って頂く。ずっと手前にあればそこで渋滞してしまいますので、まず車で避難する場所と徒歩で避難する場所、これを位置付けを分けましょうということで、今、取組みを進めている状況にありますので、そういう事を考えますと、9月24日小谷石で大災害があった日を防災の日として取り決めているという事なので、それに合わせてまた全体でいろんな想定をしながら、避難訓練に繋げていくその前段として今町内会単位で防災会議一生懸命やっている、取組みをしている、またコロナ感染症の中で、避難施設で密集する事も避けたいという事で、出来れば洪水マップ、津波マップで示された安全な地域が有るわけですから、もしそこと連絡をとって友達がいれば、そこにいざという時は避難させてねという事前の約束も出来るだろうと思っていますので、一箇所に集中することなく、または車で一斉にそこに目掛けて走ると

いう事ではなく、事前にいろんなシュミレーションをしながら、自分の行く場所を決めておく。確かにいざという時ですから、地震はもう明日来るか、今来るか分かりませんので、その時に自分が何処にいるかという場所の問題もありますけれども、常に想像をしていく中で自分の命を守るという事を最優先にして避難経路を決めていくという事も大事になりますので、そういう意味では知識を伝授するという事を強化していかないと、なかなか町民には伝わっていかないだろうと思っていますので、その辺強化しながらまた全体の中で防災の日に合わせていろんな活動が出来ればと思っています。その為にもいろいろ計画等も整理しなければならない部分も多々ありますので、まずそちらの方を優先させて頂いて、最終的には防災の日に合わせて避難訓練をさせて頂きたいという事で、進めさせて頂きたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

それぞれ分配出来るような流れを作って行きたいということでもありますけれども、ハザードマップを作られたけれども、そこにはなかなか書いていない部分があります。先程言った車で逃げるのであれば遠くの方に行ってもらおうというような指示もハザードマップには書いていません。その辺りもやはり改訂していかなければならないのかなというふうに思うんですけども、なんか計画が先になって、それに肉付けしていくというのが本来なのかな。結局またハザードマップまたやり替えなければならないような流れになってしまうんですよ。その辺をもう少し整理しながら、やっていってもらいたいなという部分があるんですけども。

次、災害対策本部についてお伺いさせていただきます。

組織図ありまして、本部長が町長になっております。副本部長が副町長と教育長というふうに明記されておりますけれども、はじめて聞かれたんじゃないですか。教育長は。

中には先程言ったように、総務企画課長だとか幼稚園の職員だとかということで、もう既に役職が無いものも含まれているんですけども、業務分担で様々な役割が明記されているんですね。その中で今の役場職員といいましょうか、今の担当部署で自分がなんの担当なのか理解している職員で、どれ程いるんでしょうか。

また、町長は本部長として本来災害がおきた時に何をすべきなのか、その辺りちょっとお伺い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

ご説明致します。今言われた事をですね、先程町長言ったとおり防災専門員、地域防災マネージャーの資格も有していますけれども、去年から来て頂いて、まず着手してもらったのが対策本部です。議員言われたとおりですね、日々この防災計画、みなさんにはお配りしていますけれども自分が何の役割か、係移動になったら今度また担当が変わりますよね。何々係だとか。そういうふうになりますので、まず私もここに来て3年目ですけども、一番心配なのは対策本部の機能なんですよ。それでその機能をスムーズに流れる為に専門員と相談してですね、昨年対策本部のまず訓練を重ねております。各課長さんは、こういう立場でこういう動きをする、一番大事な町長がですね、どうしても動く町長なので、昨年就任以来ですね、現場の方にすぐ行ったんですよ。だから対策本部の本部長は本部にいてもらって、その

代わり映像だとか情報収集をして判断するという当たり前の役割ですけども、それが出来ていなかったのも、専門員を中心にしながら昨年は対策本部の管理職レベルの訓練を行って、町長にも役割を分かってもらいましたし、各課長にもそれぞれ分かってもらったんですけども、新年度についてはですね、今度係の方にも下ろしてですね、それぞれの対策本部での役割だとか動きだとか、訓練を重ねていかないとここに書いているものが今言われたとおり、分かっているかというと分かっている可能性が充分なんですけども、日々いつ起こるか分からない時にですね、何が起こったらこういう動きをするだとかという訓練を新年度以降も重ねていきたいというふうに考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

かなりきつい言われ方をされましたけれども、ただ就任当時いろいろ内部で本部機能どうなっているのかといえば、本当に情報が集まらないというのが一番でした。その中で判断しろと言われてもなかなか判断がつかないという事で、いろいろ議論をして現場から出来るだけ情報を集める、今ネットの中でいろいろ発信が出来ますので、それで万が一の本部機能として、応接間にいろいろ情報が集まるような段取りをさせて頂いて、各課、総務は総務の方で係長を中心にいろんな情報が入ってきますので、それを集約するという事で防災本部で活動させて頂いております。以前、中の川で災害あった時、去年の8月3日ですか、その時に避難指示を出させて頂くそれもいろいろ情報があったので、判断出来るという事、また气象台だとかいろいろ情報が入っていますので、最終判断は自分にとすることで避難指示を出して頂いたということでもあります。その情報が集まらないとなかなかトップは現場の状況が分からないで無謀に判断するわけにはいきませんので、まずその情報を集めるというのを大前提にして今回いろいろ一昨年の11月にもありましたけれども、その中で担当も含めていろいろ情報を配信して頂けるようになりましたので、そういう意味では、心強くなったなという思いをしております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

本部長が率先して外に行ってしまうと指揮命令系統が全然なくなってしまうので、その辺りは、私もね現場主義なので気持ちは分かるんですけども、やはりその辺りは肝に銘じて頂きたいなという部分があります。

これから消防の方にも災害用のドローンが入ったりもするので、情報収集なかなか容易くという話でも無いのかもしれないですけども、しやすくなるのかなと思っております。

今、総務課長も全職員、あと関係機関の役割分担をやはり周知徹底していかなければならないんだろうというところもあります。

最後にお聞きしますが、第7次の総合計画を令和6年度、令和7年度中に作らなければならないというところで非常に負担のかかる作業だと思います。職員の皆さんも負担かけないような計画を重複させるような事は避けた方が良いでしょうと思うんですけども、先程から言っておりますが、防災計画の方が最優先なのかなとやはり思うんですけども、この辺り、いつまで作りあげようという考えでいるのでしょうか。その辺りお聞きします。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

ご説明致します。先程言った議員とのあれがあるかもしれませんが、法律で日本海溝と千島海溝の推進計画というものは町で策定しなければならない。それは地域防災計画の中に組み込む形になっています。まずそれを作って、それと先程いわれた文言整理も今回含めてやっています。あと先程言ったボランティアの受入れ体制も直ぐ万全ではないですけども、一部改訂をしたり、それらの改訂を進めて気象庁だとか北海道の方にも今それを見て貰いながら、出来れば3月末までに1回改訂は終わろうと思っています。ただ、先程お叱りを受けた防災計画は毎年毎年ローリングして必要があれば、やはり直していくのが、そこに書かれているとおりのので、これからは、それらを守りながらですね、新年度もまた何処かで改訂していくなり、改訂しないにしても防災会議を開いてですね、全員30何団体が集まれないかもしれませんが、主要な団体に集まって頂いてですね、見直しを図るのかどうか、やっていかなければならないなというふうに思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

この防災計画を最初に目にした時に、実際のところ誰が何をやるかという細かいところまではやっぱり書かれてないんですよ。恐らくその各部署各部署で役割分担を決めて、その中で誰が何をやるか新年度になるのかな、部署が変わりますのでその辺りを春先に1回やらなきゃならないのかなという部分。そこで周知徹底していついざ何かあった時っていう事でその辺りやって頂きたいと思います。

防災会議の方なんですけども、今この計画では毎年になっていますけども、各年でも良いのかな、若しくは何か大きい災害が何処かで起きた時に何かが改訂されてガイドラインがまた出ましたと、そういう時にはやらなきゃならないんだろうけども、各年でもその辺は問題ないのかなとも思いますけども。ただやはり知内の為の防災計画なので、当然やりやすいような流れも作らなきゃならないだろうし、あまり縛りを強くするのも厳しいだろうし、その辺りを上手く計画に載せながら改訂して頂きたいなというふうに思います。

以上で終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。ここで暫時休憩致します。

再開は11時10分と致します。

（休憩 午前10時52分）

（再開 午前11時10分）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

それでは、令和5年知内町議会第1回定例会、上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和5年知内町議会第1回定例会にご出席頂きありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案29件であります。

議案第1号の令和4年度知内町一般会計補正予算（第12号）については、歳入歳出それぞれ1億1,644万3千円を減額し、総額を48億6,605万8千円とするものであります。補正の主な内容は、職員等給与費や各事務事業で不用額と見込まれる額を減額するものであります。

議案第2号から議案第6号までは、知内町国民健康保険事業特別会計他4特別会計の令和4年度補正予算であります。事業費の確定等により5特別会計合わせて1億66万3千円を減額し、総額を14億1,263万円とするものであります。

議案第7号の令和4年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）については、年間給水量等業務の予定量の補正及び収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を補正するものであります。

議案第8号の知内町個人情報保護法施行条例の制定については、国の個人情報の保護に関する法律の改正により町の個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法施行条例を制定するものであります。

議案第9号の知内町個人情報保護審査会条例の制定については、個人情報保護制度の適正且つ公正な運営を確保する為に審査会を設置するものであります。

議案第10号の知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正については、町の個人情報保護条例の廃止に伴い、関係する3条例の一部を改正するものであります。

議案第11号の知内町地域公共交通会議設置条例の制定については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、法定協議会の設置が必要となることから、交通会議設置条例を制定するものであります。

議案第12号の地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正については、議案第11号の地域公共交通会議委員を新たに加えるものであります。

議案第13号の督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、これまで督促手数料については手書きにより収納してきましたが、令和5年度課税分からQRコードが付設され手書きによる収納が困難となる事から、全ての公金に関わる督促手数料を廃止し、関係する7条例について一部改正するものであります。

議案第14号の知内町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険法施行例の一部改正に基づく改正と北海道の保険料の統一化を見据えて町独自で所得割、平等割を引き下げ実施する為の改正であります。

議案第15号の知内町奨学資金貸付条例の一部改正については、貸付資格に短大生、大学院生を対象として文言整理をするものであります。

議案第16号の知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉施設及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の施行に伴い、本年度より児童福祉施設による安全計画及び業務継続計画の策定について整理する

ものであります。

議案第17号の知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の施行に伴い、家庭的保育事業者等による安全計画の策定やインクルーシブ保育を可能とする人員基準の緩和を明記するものであります。

議案第18号の知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、民法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除されたことから、条例の一部を整理するものであります。

議案第19号の知内町国民健康保険条例の一部改正については、出産育児一時金を令和5年4月より50万円に引き上げる施行例の一部改正が施行されたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号の知内町道路占用料徴収条例の一部改正については、国の占用料の見直しに併せて令和5年度分から改正するものであります。

議案第21号の知内町公共下水道設置条例等の一部改正については、令和5年4月1日より公共農集排水道事業が公営企業会計に移行することから、関係条文を整理改正するものであります。

議案第22号の知内町農業集落排水事業費償還基金条例等の一部改正については、令和5年4月1日からの公営企業会計に移行することから関係条文を整理改正するものであります。

議案第23号の町道路線の認定及び変更については、路線番号114としてスキー場連絡線100mを新規に認定し、元町中ノ川線及び涌元4号線の2路線は、終点を変更するものであります。

議案第24号から29号までは、一般会計、他3特別会計と水道事業会計及び下水道事業会計の令和5年度予算であります。

議案第24号の令和5年度知内町一般会計予算についてであります。予算の総額を歳入歳出それぞれ令和4年度当初予算と比較して3億680万円増の45億2,050万円と定めるものであります。主な事業としては、知内高校長寿化改修事業、福祉バス更新事業、水産生産基盤整備事業の中の川漁港天蓋施設整備負担金等であります。

議案第25号から議案第27号までの3議案は、知内町国民健康保険事業特別会計他特別会計の令和5年度予算であります。3特別会計合わせて予算の総額を歳入歳出それぞれ令和4年度当初予算と比較して201万5千円減の12億2,307万7千円と定めるものであります。

議案第28号の令和5年度知内町水道事業会計予算についてであります。業務の予定量、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。

議案第29号の令和5年度知内町下水道事業会計予算についてであります。本年度から公営企業会計に移行し、水道会計同様の業務の予定量、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。

議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

● 議案第1号 令和4年度知内町一般会計補正予算（第12号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第1号、『令和4年度知内町一般会計補正予算（第12号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案の4ページです。

議案第1号、令和4年度知内町一般会計補正予算（第12号）について。

令和4年度知内町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,644万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,605万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

繰越明許費の補正です。第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

関連によりまして、歳出の方からご説明しますので、56ページをお開き下さい。56ページです。1款1項1目議会費から207万円を減額し、4,355万7千円とするものであります。1節報酬は議員が増えたことから追加、3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金まで、決算見込みにより不用と見込まれる額の減額です。

なお、これ以降、決算見込みに対応した減額につきましては、節の説明を省略させていただきますのでよろしくお願い致します。

57ページ。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に85万円を追加し、1億943万円とするものであります。1節報酬から18節負担金及び交付金まで、決算見込みによる減額と18節負担金補助及び交付金に北海道派遣職員給与等負担金が確定したことによる追加となっております。

続きまして59ページです。2目会計管理費から5万円を減額し、104万4千円とするものであります。8節旅費の決算見込みによる減額です。

続きまして、60ページ、3目財産管理費から130万2千円を減額し、3,345万7千円とするものであります。7節報償費から14節工事請負費まで、決算見込みによるものです。

61ページです。4目財政調整基金費に8,854万9千円を追加し、3億5,801万円とするものであります。これは24節積立金で、財政調整基金積立金は今回の決算見込みにおいて、既存予算の歳出不用額が増えたことから、またふるさと創生事業基金積立金には、ふるさと納税が増えたことからその分を積立てるものです。その他につきましては、決算見

込みに対応した追加、減額となっております。

続きまして、62ページです。6目企画総務費から266万9千円を減額し、1,884万2千円とするものであります。18節負担金補助及び交付金の決算見込みによる減額です。

63ページ。7目広報費から11万3千円を減額し、311万5千円とするものであります。8節旅費と10節需用費の決算見込みによる減額です。

64ページです。8目交通安全対策費から11万3千円を減額し、147万1千円とするものであります。1節報酬と8節旅費の決算見込みによる減額です。

65ページ、9目環境対策費から79万8千円を減額し、2,501万5千円とするもので、7節報償費から12節委託料まで決算見込みによる減額です。

66ページ、10目地域会館管理費から110万円を減額し、1,114万6千円とするものです。10節需用費から17節備品購入費まで、決算見込みによるものです。

67ページ、11目自治振興費に257万3千円を追加し、2億7,354万5千円とするもので、1節報酬から26節公課費まで決算見込みによる減額と、10節需用費、11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料に、ふるさと納税謝礼特産品等関係分を追加しております。

続きまして、69ページです。12目職員厚生管理費から77万5千円を減額し、192万1千円とするものであります。1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、決算見込みによる減額です。

70ページ、13目マイクロバス運営費から4,002万円を減額し、224万円とするものであります。11節役務費と17節備品購入費の決算見込みによる減額と、17節備品購入費の福祉バス購入費はメーカーのリコールによる出荷停止のため、購入できなかったことによるものです。

71ページ、15目地域創生推進費から597万6千円を減額し、897万3千円とするものであります。1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、決算見込みによるものです。

73ページ、16目新型コロナウイルス感染症対策費から1,819万3千円を減額し、1億7,262万5千円とするものであります。3節職員手当等から19節扶助費まで、決算見込みによる減額です。

74ページ、2項徴税费、1目税務総務費から16万4千円を減額し、69万円とするものであります。8節旅費の決算見込みによるものです。

75ページ、2目賦課徴収費から27万8千円を減額し、1,913万4千円とするものであります。8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、決算見込みによるものです。

76ページ、3項1目戸籍住民登録費から10万1千円を減額し、1,399万5千円とするものであります。8節旅費の決算見込みによるものです。

77ページ、4項選挙費、3目参議院議員通常選挙費から66万8千円を減額し、684万8千円とするものであります。3節職員手当等から12節委託料までの決算見込みによる減額です。

78ページ、4目知内町長選挙及び知内町議会議員補欠選挙費から470万3千円を減額し、793万1千円とするものであります。1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、決算見込みによる減額です。

79ページ、5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費から28万円を減額し、20万円とするものであります。1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、決算見込みによるものです。

80ページ、6項1目監査委員費から8千円を減額し、113万6千円とするものであります。18節負担金補助及び交付金の決算見込みによる減額です。

飛びまして120ページをお願いします。120ページです。9款1項1目消防費から493万1千円を減額し、2億5,076万8千円とするものであります。18節負担金補助及び交付金の決算見込みによる減額です。

121ページ、2目災害対策費から69万9千円を減額し、2,899万3千円とするものです。10節需用費と14節工事請負費の決算見込みによる減額です。

続きまして、140ページをお願いします。140ページです。12款1項公債費、1目元金に446万8千円を追加し、5億1,796万3千円とするものであります。決算見込みによるものです。

続きまして、141ページ、2目利子に185万7千円を追加し、1,897万1千円とするものであります。決算見込みによるものです。

142ページ。13款1項1目職員等給与費から3,270万5千円を減額し、7億316万6千円とするものであります。1節報酬から4節共済費まで、決算見込みによる減額です。総務課関係は以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (高田正志)

81ページをご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に120万8千円を追加し、4,533万7千円とするものです。8節旅費及び18節負担金補助及び交付金につきましては、決算見込みにより不用と見込まれる額の減額です。27節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金の額の確定に基づく追加です。

次に82ページです。3目老人福祉費から364万9千円を減額し、1億214万9千円とするものです。17節備品購入費及び18節負担金補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額です。27節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計の繰出金の額の確定に基づく減額です。

次に83ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費から872万9千円を減額し、1億8,616万4千円とするものです。1節報酬から19節扶助費まで、決算見込みによる減額です。

次に84ページです。5目介護保険費から101万7千円を減額し、9,874万8千円とするものです。27節繰出金で、介護保険特別会計への繰出金の額の確定に基づく減額です。

次に85ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費から10万1千円を減額し、1,643万2千円とするものです。11節役務費で決算見込みによる減額です。

次に86ページです。2目児童措置費から235万1千円を減額し、1億4,431万3千円とするものです。1節報酬から19節扶助費まで、決算見込みによる減額です。

次に87ページです。3目認定こども園費から176万9千円を減額し、3,103万1

千円とするものです。14節工事請負費で決算見込みによる減額です。

次に88ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費から8千円を減額し、235万7千円とするものです。8節旅費で、決算見込みによる減額です。

次に89ページです。2目予防費から1,711万5千円を減額し、3,525万円とするものです。3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金まで、決算見込みによる減額です。

次に91ページです。3目環境衛生費に33万円を追加し、692万2千円とするものです。10節需用費及び17節備品購入費は決算見込みによる減額です。18節負担金補助及び交付金は、木古内火葬場の燃料高騰による費用額増に伴う追加です。

次に92ページです。4目診療所費から45万8千円を減額し、495万6千円とするものです。7節報償費及び10節需用費で、決算見込みによる減額です。

次に93ページです。5目保健医療総合センター管理費から13万1千円を減額し、2,773万5千円とするものです。17節備品購入費で不用と見込まれる額の減額です。

次に94ページです。2項1目清掃費に872万6千円を追加し、1億6,541万4千円とするものです。11節役務費から17節備品購入費まで、決算に見込みによる減額です。18節負担金補助及び交付金につきましては、渡島西部広域事務組合負担金で、衛生センター移設設備にかかる基金積立てにかかる負担金の追加です。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (三原知明)

続きまして、産業振興課関係の補正予算についてご説明致します。

95ページです。5款1項1目労働費から13万4千円を減額し、7万9千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に96ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費から23万3千円を減額し、664万2千円とするもので、決算見込みによる減額ですが、報酬等にかかる国交付金が増額となった事から、財源の更正を行っております。

次に97ページ、3目農業振興費から2,359万5千円を減額し、1億6,303万9千円とするもので、18節負担金補助及び交付金では、補助事業の決算見込みによる減額、22節償還金利子及び割引料では、国営土地改良事業償還金の額の確定により不足が見込まれる事から、4万円を追加しております。

次に98ページ、4目農地費から10万円を減額し、451万3千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に99ページ、7目知内ダム管理費から85万4千円を減額し、2,953万3千円とするもので、11節役務費では、ダム管理棟の通信料に不足が見込まれることから、2万円を追加、12節委託料から14節工事請負費までは、決算見込みによる減額です。尚、繫船施設制御盤更新工事等にかかる国補助金が増額となった為、財源の更正を行っております。

次に100ページ、2項林業費、2目林業振興費から412万1千円を減額し、5,096万2千円とするものです。決算見込みによる減額です。

次に101ページ、3目造林事業費から183万2千円を減額し、3,377万円とする

もので、決算見込みによる減額ですが、町有林売払収入が増額となった為、財源の更正を行っております。

次に102ページ、4目水源林造成事業費から7万5千円を減額し、90万7千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に103ページ、3項水産業費、1目水産業総務費から44万円を減額し、329万6千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に104ページ、2目水産振興費から281万5千円を減額し、6,538万円とするもので、決算見込みによる減額ですが、カキパックシーラー機器導入事業と循環型漁業等推進事業が、北海道補助金の対象となったことから財源の更正を行っております。

次に105ページ、4項1目ものづくり産業振興費から120万1千円を減額し、377万7千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に106ページ、5項地域産業担い手対策費、1目地域産業担い手対策事業費から30万円を減額し、108万8千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に107ページ、2目地域産業担い手センター施設管理費から16万4千円を減額し、155万5千円とするもので、決算見込みによる減額ですが、施設使用料収入が増となった為財源の更正を行っております。

次に108ページ、7款1項商工費、1目商工総務費から4万2千円を減額し、29万2千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に109ページ、2目商工振興費から122万8千円を減額し、1,516万6千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に110ページ、3目観光費から10万7千円を減額し、271万1千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に111ページ、4目公園管理費から10万8千円を減額し、273万2千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に112ページ、5目物産館管理費に34万円を追加し、1,620万1千円とするもので、10節需用費に物産館及びさわやかトイレの電気料金に不足が見込まれることから、35万円を追加、12節委託料から13節使用料及び賃借料は、決算見込みによる減額です。

次に113ページ、6目健康保養センター管理費から、2千円を減額し、1,976万9千円とするもので、決算見込みによる減額です。

以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐藤和人)

建設水道課関係の補正予算です。114ページをご覧ください。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費から366万3千円を減額し、1億2,470万8千円とするものです。これは、18節負担金補助及び交付金で浄化槽設置費補助金であります。2基の使用に留まった為、200万円の減額です。24節積立金5千円追加でこれは基金の利息増額によるものです。27節繰出金で166万8千円を減額し、これは特別会計の確定によるものです。

115ページになります。2項道路橋梁費、2目道路維持費から274万7千円を減額し、

1億3,791万5千円とするものであります。これは11節役務費から14節工事請負費まで事業費の確定及び決算による減額であります。

116ページになります。3目橋梁維持費から194万4千円を減額し、5,324万9千円とするものであります。これは、10節需用費から14節工事請負費まで、事業の確定及び決算により減額するものであります。

続きまして118ページになります。3項河川海岸費、1目河川総務費から196万1千円を減額し、2,270万6千円とするものです。10節需用費から14節工事請負費まで、決算及び工事請負費の確定による減額であります。

119ページになります。4項住宅費、1目住宅管理費から482万9千円減額し、8,321万千円とするものであります。これは8節旅費から14節工事請負費まで事業費の確定及び決算による減額であります。

続きまして、139ページをお開きください。11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費に43万1千円を減額し、361万9千円とするものであります。これは令和3年11月2日の大雨により、町道の路面上及び道路の排水補給の執行残であります。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長 (森永 茂)

続きまして、教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。

122ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費から85万6千円を減額し、126万4千円とするものです。1節報酬から10節需用費まで決算に見込みにより不用と見込まれる額の減額ですが、1節の教育委員報酬と8節の費用弁償の減額につきましては、令和3年第1回定例会において、知内町教育委員会委員の定数を定める条例の一部改正により、定数を5名から4名に改めたところですが、誤って5名として積算費予算計上していた為、不用額について減額するものです。

次に123ページから124ページです。2目事務局費から236万8千円を減額し、8,505万2千円とするものです。1節報酬から17節備品購入費まで決算見込みにより、不用と見込まれる額の減額ですが、13節使用料及び賃借料では、職員等公宅借上料では、教育長の住宅について、借上げすることで、予算計上しておりましたが、道の職員住宅を借上げようという事で道の方と協議をしておりましたが、町として借上げが出来なかった事により、不用額が生じたものです。また、電話機リース料では中央公民館の電話機のリース期間が10年を越え、リース料が一度下がった為、不用と見込まれる額を減額するものです。20節貸付金では、奨学資金の申請見込みで新規貸付分として10人分、追加募集、随時申込みとして2人分の予算組みをしていましたが、最終的に新規貸付が7人となった事から決算見込みにより、不用と見込まれる額を減額するものです。尚、24節積立金では、教育振興基金の利子の増、ふるさと納税寄附金の増、奨学資金の償還見込の増に伴い、教育資金、教育振興基金積立金を追加するものです。

次に125ページです。3目学校給食センター費から19万2千円を減額し、8,171万5千円とするものです。10節需用費では、学校給食における食材費高騰の為不足が見込

まれる額を追加、14節工事請負費では、事業費の確定により不用と見込まれる額を減額するものです。

次に126ページです。2項小学校費、1目学校管理費に201万7千円を追加し、6,984万6千円とするものです。10節需用費で、電気料金及び燃料費の高騰により光熱水費に不足が見込まれる額を追加、その他1節報酬から7節報償費、18節負担金補助及び交付金について決算見込みによる不用額の減額」ですが、7節学校プール管理人報償費では、涌元小学校プールで水温が上がらないという状況があったことから、第1町民プールを利用した為、不用となった額を減額しています。

次に127ページです。2目教育振興費から85万1千円を減額して、433万円とするものです。10節需用費で、決算見込みにより不用と見込まれる額を減額。

19節扶助費では、要保護・準要保護児童援助費、特別支援教育就学奨励費の減額ですが、新入学分における対象児童が減となったことから、不用と見込まれる額を減額するものです。

次に128ページです。3項中学校費、1目学校管理費に67万円を追加し、3,493万8千円とするものです。10節需用費で電気料金及び燃料費の高騰により、光熱水費に不足が見込まれる額を追加、14節工事費で需用費の確定により不用と見込まれる額を減額するものです。

次に129ページです。2目教育振興費から43万4千円を減額して、462万4千円とするものです。10節需用費で決算見込みにより、不用と見込まれる額を減額、19節扶助費では、要保護・準要保護生徒援助費、特別支援教育就学奨励費の減額ですが、新入学分における対象生徒が減となったことから不用と見込まれる額を減額するものです。

ページを飛びまして、133ページをお開き願います。5項幼稚園費、1目幼稚園管理費から454万4千円を減額し、2,895万6千円とするものです。11節役務費から14節工事請負費まで、決算見込み及び事業費の確定により不用と見込まれる額の減額です。

次に134ページです。6項社会教育費、1目社会総務費から334万円を減額し、2,137万2千円とするものです。1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで決算見込みにより不用と見込まれる額を減額するものです。

次に135ページです。2目公民館費から201万円を減額し、2,410万3千円とするものです。7節報償費で新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止に伴い、不用と見込まれる額を減額。また1節報酬及び10節需用費では、やはり新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等により、中央公民館の利用が延び悩んだことから、管理人報酬及び光熱水費について不用と見込まれる額をそれぞれ減額するものです。

次に136ページです。3目郷土資料館費から65万円を減額し、335万2千円とするものですが、7節報償費及び8節旅費で、新型コロナウイルス感染症の影響等による事業中止や各種会議の減に伴い、不用と見込まれる額を減額するものです。

次に137ページです。4目青少年交流センター管理費から17万円を減額し、1,411万3千円とするものです。14節工事請負費で事業費の確定により不用と見込まれる額の減額です。

次に138ページです。7項1目保健体育費から140万円を減額し、5,766万円とするものです。1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、決算見込み及び事業費の確定により不用と見込まれる額の減額ですが、18節負担金補助及び交付金では、新型コロナ

ウイルス感染症の影響等により事業が中止になったことにより不用と見込まれる額を減額するものです。

以上で、教育委員会関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に知内高等学校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（南 和敏）

それでは、高等学校関係の予算の方をご説明させていただきます。議案の130ページから131ページです。4項高等学校費、1目学校管理費から488万6千円を減額し、5,558万7千円とするものです。内容については、1節報酬から8節旅費について、コロナ禍で各種会議、講演会等の中止による不用額及び決算見込みに応じた額を、それぞれ減額するものです。10節需用費並びに13節使用料及び賃借料に物価、燃料、電気料等高騰により光熱水費、消耗品、使用料に不足が見込まれる額を追加し、その他10節需用費から26節公課費まで額の確定、決算見込みによる不用となる額をそれぞれ減額するものです。

次に議案132ページです。2目教育振興費から、36万円を減額し、697万7千円とするものです。内容については、10節需用費及び13節使用料及び賃借料について、決算見込みによる不用となる額をそれぞれ減額するものです。

以上、高等学校関係の説明を終わらせて頂きます。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりましたので、続いて、歳入・地方債・繰越明許費等の説明を総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案の10ページです。歳入をご説明致します。1款町税、1項町民税、1目個人から654万2千円を減額し、1億4,495万7千円とするものであります。収入見込みによるものです。

以下、収入見込みによる補正については、節の説明を省略させていただきます。

11ページです。2目法人に57万7千円を追加し、3,438万2千円とするものであります。

12ページです。2項1目固定資産税に3,557万8千円を追加し、5億1,666万7千円とするものであります。

13ページ、4項1目たばこ税に360万3千円を追加し、3,517万4千円とするものであります。

14ページ、2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税から81万円を減額し、1,453万8千円とするものであります。

15ページ、6款1項1目法人事業税交付金に100万円を追加し、300万円とするものであります。

16ページ、7款1項1目地方消費税交付金に900万円を追加し、1億400万円とするものであります。

17ページ、8款1項1目環境性能割交付金に50万円を追加し、290万円とするものであります。

18ページ、10款1項1目地方交付税から449万6千円を減額し、19億8,152万9千円とするものです。

19 ページ、13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料から6万9千円を減額し、1万1千円とするものであります。

20 ページ、2 目農林水産業使用料から7万円を減額し、293万円とするものであります。

21 ページ、3 目商工使用料から45万円を減額し、15万円とするものであります。

22 ページ、5 目教育使用料から209万3千円を減額し、1,964万円とするものであります。

23 ページ、14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金から415万円を減額し、1億5,275万4千円とするものであります。

24 ページ、2 項国庫補助金、1 目土木費国庫補助金から422万4千円を減額し、5,446万9千円とするものであります。

25 ページ、2 目教育費国庫補助金から33万5千円を減額し、166万円とするものであります。

26 ページ、3 目民生費国庫補助金から472万9千円を減額し、4,220万8千円とするものであります。

27 ページ、4 目総務費国庫補助金から1,604万8千円を減額し、1億7,190万6千円とするものであります。

28 ページ、5 目衛生費国庫補助金から1,214万円を減額し、6,262万円とするものであります。

29 ページ、3 項委託金、1 目総務費委託金から212万2千円を減額し、562万2千円とするものであります。

30 ページ、15 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金から200万円を減額し、1億44万6千円とするものであります。

31 ページ、2 目土木費道負担金から322万5千円を減額し、341万円とするものであります。

32 ページ、2 項道補助金、1 目総務費道補助金から22万6千円を減額し、81万6千円とするものであります。

33 ページ、2 目民生費道補助金から20万6千円を減額し、1,521万7千円とするものであります。

34 ページ、3 目農林水産業費道補助金から1,731万5千円を減額し、1億6,998万円とするものであります。

35 ページ、4 目教育費道補助金から338万6千円を減額し、29万9千円とするものであります。

36 ページ、5 目衛生費道補助金から71万円を減額し、756万円とするものであります。

37 ページ、6 目電源立地地域対策交付金に24万4千円を追加し、678万2千円とするものであります。

38 ページ、7 目商工費道補助金から9万8千円全てを減額するものであります。

39 ページ、8 目地域創生推進費道補助金から97万5千円全額を減額するもので、移住者支援事業が行われなかったことによるものです。

40 ページ、3 項委託金、1 目総務費委託金から 33 万 8 千円を減額し、1,059 万 5 千円とするものであります。

41 ページ、3 目商工費委託金から 8 万 5 千円を減額し、44 万 7 千円とするものであります。

42 ページ、16 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入から 235 万 7 千円を減額し、2,045 万 8 千円とするものであります。

43 ページ、2 目利子及び配当金に 1 万 4 千円を追加し、51 万 9 千円とするものであります。

44 ページ、2 項 1 目財産売払収入に 1,003 万 5 千円を追加し、1,753 万 5 千円とするものであります。

45 ページ、17 款 1 項 1 目寄附金に 2,930 万 1 千円を追加し、3 億 4,245 万 8 千円とするものであります。

46 ページ、18 款繰入金、1 項特別会計繰入金、1 目特別会計繰入金に 603 万 6 千円を追加し、1,561 万 7 千円とするものであります。

47 ページ、2 項基金繰入金、1 目積立金繰入金から、8,204 万 9 千円を減額し、1 億 1,181 万 9 千円とするものであります。

48 ページ、20 款諸収入、3 項貸付金元利収入、3 目奨学金貸付収入に 38 万 7 千円を追加し、510 万円とするものであります。

49 ページ、4 項受託事業収入、1 目総務費受託事業収入から 66 万 5 千円を減額し、503 万 5 千円とするものであります。

50 ページ、5 項 1 目雑入に 1,019 万 5 千円を追加し、6,074 万 7 千円とするものであります。

51 ページ、21 款 1 項町債、2 目土木債に 20 万円を追加し、9,230 万円とするものであります。

52 ページ、3 目教育債に 660 万円追加し、3,620 万円とするものであります。

53 ページ、4 目消防債から 410 万円減額し、7,160 万円とするものであります。

54 ページ、5 目民生債から 5,230 万円減額し、2,960 万円とするものであります。

55 ページ、9 目水産業債から 140 万円を減額し、3,260 万円とするものであります。

次、7 ページをお願い致します。7 ページです。地方債の補正です。追加で学校教育施設等整備事業債に限度額 1,210 万円を追加、起債の方法、利率、償還の方法は従来通りと変わりありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、8 ページです。変更であります。道路橋梁債から公共施設等適正管理推進事業債まで、先程の歳入の町債の補正に対応して限度額を補正するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

続きまして、9 ページです。繰越明許費補正です。追加としまして、消防費の渡島西部広域事務組合負担金を次年度より繰越すもので、湯ノ里に配備するポンプ自動車導入にかかる負担金であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。ここで暫時休憩致します。

再開は午後1時00分と致します。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時00分）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、議案第1号の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

最初に1款議会費。質疑ありませんか。

無いようでありますので、続いて、2款総務費。

ありませんか。

無いようでありますので、続いて、3款民生費。

ありませんか。

無いようでありますので、続いて、4款衛生費。

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

3番、松井です。ちょっと教えて下さい。90ページ。今回新型コロナウイルスの予防接種で740万円の減額となっておりますけども、ずっと見ますとですね、当初予算427万6千円、そして8月、10月、12月と補正を組んでいる、全部で1,450万円になっている。それが今回、半分も減額するということは、喜んでいいのか、どうなんだろう。逆に12月に大きなクラスターが出たんですね。高校生ね。これらも含めれば、これだけ減額ってどうしてなんだろうなど疑問を感じるんですけども、この辺どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

地域包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明します。コロナの予防接種体制についてですが、当初予定していました計画が個別接種と集団接種の2つの方式だったんですが、集団接種の回数が始めのオミクロン株の前の3、4回目の接種回数が思っていたのより集団接種が減って個別接種が多かった事と、オミクロン株になった時に個別接種の方をもっと多く委託出来ると思ったんですが、個別接種が少なくて集団接種で全部賄ったという事がありまして、計画予算通りに実行出来なかったというところが、大きな原因だったと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に4款衛生費ございませんか。

9番 谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

89ページの部分で、結核検診料、今回6万7千円減額になっているんですけども、どのような要因で減額になっているのか、まず、お聞かせ願いたいと思います。前にも聞いたんですけども、90ページの出産時の宿泊費助成金も全然利用が無いという事ですが、この辺についても要因はどのようにになっているのかお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

地域包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明致します。結核検診なんですけど、令和4年度に関してシルバースポーツ大会と同時開催で実施する予定だったんですけど、シルバースポーツ大会が開催されなかったんで、結核検診の方も実施されなくて、肺がん検診の方で同じように結核の方も検診出来ますので、そちらの方で実施しました。

2つ目の生活習慣病の検診なんですけど、受診者数が予定よりも少なかったのが原因になっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君

◎ 9 番（谷口康之）

結核検診の場合今の説明ですと、今度からはそちらの方に移行してやっても良いのではないかと、別に単独でやらなくても良いのかなと思いますが、その辺どうなんですか。考え方は。

◎ 議 長（伊藤政博）

地域包括支援センター長。

◎ 地域包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明致します。結核検診と肺がん検診は同じく検査は出来るんですけど、より住民が受けやすい、より多くの回数を実施出来るようにということで、結核検診も令和5年度も予定はしています。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に4款衛生費ありませんか。

無いようですので、続いて、5款労働費。

労働費ありませんか。

続いて、6款農林水産業費。

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

105ページなんですけども、ものづくり産業振興費の部分で、移住促進住宅の部分でね、1件空き家が出たという事を聞いてたんですけども、その辺りどういうふうになったのかなと。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明します。移住促進住宅のセミオーダー住宅、これまで3件ございますけど、その内の1件に空き家が出ています。これは、建設された方、入居された方が止む得ない事情で転居しなきゃならないということで、知内から転居されましたので、空き家になっている状況なんですけども、2月1日からですね、新たな入居者の方の募集を今開始しているところです。

◎ 5 番（山田顕人）

分かりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に6款ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

100ページの部分で、ちょっとお伺いします。委託料の部分でですね、森林・所有者の部分で結果はどのような形になったのか、まず1つお知らせ願いたい。

それから、もう1つ下の方にハンターの資格取得事業の助成なんですけども、今回実績報告書を見ると、1名の方が取得したということですが、この辺の助成の内容で免許関係だとか、猟銃所持の関係だとか猟銃関係だとか3つに分かれているんですけども、その辺の管理の助成した分ですから、町としてはどのような形できちんと把握しているのかその辺についてお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長

◎ 産業振興課長 (三原知明)

ご説明します。まず1点目が、委託料の森林・所有者調査の内容だと思いますけども、実績資料の52ページの④に該当します。新たな森林管理システム事業ということで、今の森林管理制度改正に伴って、出来るだけ所有者の方、これまで森林整備をしていない所有者の方の森林整備の意欲を醸成するとか、場合によっては、将来的にどういうふうはこの森林を管理していく意向をお持ちかという調査をしながら、ケースによっては将来的には、例えば公有林化するとか、そういうことも視野に入れた調査も継続してやっているんですけども、令和4年につきましては、15名の方に対して合わせて47.4ヘクタールを対象にそういった調査をやっているという事でございます。

それから、ハンターの資格助成については、同じく52ページの③になりますけれども、取得者は1名、年度全体では3名までいくという想定もしてたんですけども、最終的に1名で止まってしまったと。その方の支援につきましては、助成内容の欄に書いておりますけども、例えば鉄砲の許可の関係ですとか、猟銃の関係というのは実際に銃の購入だとか、ロッカーの整備だとか、そういったことを領収書等も確認しながら助成しているということでございます。この方については、知内町の実施隊にも加入して頂いて町のそういった有害鳥獣の行政にも携わって頂いております。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に6款農林水産業費、ございませんか。

無いようですので、続いて7款商工費。

無いですか。

続いて8款土木費。

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

116ページ部分で、橋梁維持費なんですけども、サンナスの架替えの部分で委託料が出ています。何の委託だったか、ちょっとご確認します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐藤和人)

116ページ、12節委託料のサンナス架替えに伴う積算補助委託料でありますけれども、これにつきましては、サンナス橋の架替えについては、1年遅れまして河川側の予算配当の形の中で、令和6年、令和7年、2ヵ年で予定しております。その為の工事費積算の委託であります。

◎ 5 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8款土木費。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

119ページの総務課の方で聞けば良かったでしょうけども、うちの町でアスベストという部分に対して、まだ可能性があるのかなあと驚いて私はもう無いモノと思っていたんですけど、その辺についてどのような結果が出たのか、まず、あったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課主幹

◎ 建設水道課主幹 (澤田浩一)

ご説明致します。アスベストも種類が何種類かありまして、皆さんが思い浮かべる綿みみたいな物とか建材の中に入っている物があります。綿みみたいなアスベストは、現在、町では無いんですけども、建材に少量入っているアスベストの材料に関しては、まだ存在して、その分析調査の委託料でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

その結果は、有ったのか無いのかっていうことなんだけれども、まだ分からないんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課主幹

◎ 建設水道課主幹 (澤田浩一)

一応ですね、実際に材料、資料を集めまして、検査する方法と入っていると見なして、例えば散水処理をして除去するなど、2つの方法がありまして、今回は散水をして飛散しないような状態で建材を取り外して処分したという形になります。

住宅など解体する時に外壁材とかに少量入っている可能性があるということで、実際資料を調査して判断するか、それとも入っていると見なして、散水するなどして飛散しないように取り外して処分をするという形がありまして、今回は後者のやり方を採用しました。

調査はやっていません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

調査したんでしょ。これからやらないの。その結果は出て来ないという事だね。わかりました。それに対して違うやり方や新しく調査する考えはありますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今回解体に先立ちまして、建材に石綿が含有しているという形の中が想定されました。その為当初調査の分析委託料を持たせて頂きました。

先程主幹が説明致しましたとおり、調査してから処分する方法と飛散していない為に水をかけたりしながらですね、解体工事にかかる方法があります。当初は先程言ったとおり、石綿の含有量を調査してからという形で考えていましたが、工事費用等を考えますと後者の方、水をかけて解体する方法が安価という形の中で今回分析の委託はしておりません。今後同じような事があれば、その辺優位な方法を考えながら解体を実施していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせて頂きます。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に8款土木費ございませんか。

無いようありますので、続いて、9款消防費。

ありませんか。

無いようですので、10款教育費。

10款教育費よろしいですか。

続いて、11款災害復旧費。

無いようでありますので、続いて、12款公債費。

続いて、13款職員等給与費。

無いようでありますので、各款ごとに質疑を伺いましたが歳出全般に質疑漏れありませんか。

無いようでありますので、歳出の質疑を終わります。

そして歳入、地方債、繰越明許費の一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5 番（山田顕人）

事業実績報告の28ページですね。町税の収納状況ということで、現年度の部分で今町民税の方が全体で305万円で国保税の現年度の方、179万円程、この辺り、あと3月ありますけれども、回収の見込みってどうなんでしょう。あるんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（南 一貴）

未収入額179万円についての見込みということで、宜しいですかね。

ここに載せているのは令和4年度の決算見込みということでございまして、一応これは今後の収入状況を見込んだ数字になります。各担当の個別の折衝なり、それによってこの未収入額が変動する形となります。

以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

変動するということは、回収出来るという事で理解してよろしいですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

税務会計課長。

◎ 税務会計課長 (南 一貴)

今年度中にそれが対応か可能か、どうかは、それは0になるとは限りません。ただそれは今後やはり滞納者を個々に対してですけども、折衝なり或いは滞納処分に基づいて進めて行く事になりますから、ここに載せているのは、あくまでも収入予定額が最終的に現時点で、令和4年度の決算見込みだということで計上している内容でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

今滞納の方が町税も国保税の方も、420万円と国保税が290万円と結構残っている部分があって回収率がやっぱり悪い部分がありますよね。

それと、国営事業の関係も少し滞納があって、そのあたりどうなったのかお聞きしたいんですけども。よろしいでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (三原知明)

ご説明致します。9月の決算の時にそういったお話がありまして、その後ですね、滞納されている方、ご本人と債務の納付につきまして協議をさせて頂いて、現時点では分納誓約を締結して頂いておりますので、今後、計画的にお支払い頂くという内容になっております。

◎ 5 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他にございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

44ページの公有財産売却収入の内容はどういうことなのか、確認の為お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務課長。

◎ 総務課長 (西野俊一)

ご説明致します。町に分譲地ありますよね、あれが2区画売れた収入です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他にございませんか。

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

8番木村です。確認したいんですけど、事業実績報告書の35ページ、優待券交付状況。交付人数が減っているのに、交付枚数が令和4年度多くなっているが、どういうことか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎生活福祉課長（高田正志）

ご説明致します。交付枚数につきましては、令和4年度からそれまでの1人12枚から、15枚に枚数を増やしておりますので、このように増えております。

以前はですね、1枚150円の券を12枚交付していたんですけども、令和3年度から1枚150円を15枚交付しましたので、枚数が増えました。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

ちょっと補足させてもらいます。温泉券につきましてはですね、これまで知内温泉とこもれば温泉両方使えるようにしたんです。ですが、こもれば温泉が150円の単価になったものですから、65歳以上が、ですから知内温泉の方で、これだと厳しいというお話がありましてですね、じゃあ枚数を12枚から15枚に増やそうという事で、今回整理をさせてもらったという事で1人あたり3枚多く交付しています。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

理解しました。

それとあわせて、せっかく多くしたのに利用率が悪いと、この辺の要因は。来る来ないは個人の自由だから。

せっかく温泉の優待券の回数を多くして、入ってもらおう状況を作りながら、利用率が非常に落ち込んでいる。今後ともますます高齢化社会になって、何が悪いのか、その辺の要因ていうのは若干分析したことは。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産 業 振 興 課 長（三原知明）

ご説明します。正確な数字はちょっと抑えてませんが、一般的にコロナの関係でやはりこもれば温泉も利用率が下がっている傾向にはございますし、あわせてレジオネラの発生があった場合その一定期間清掃の関係で休む期間というのを設けたり、そういったこともありましたので、それらが複合的に要因になっているのかなというふうに考えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

分かりました。コロナが終息して経済状況が平常に戻っていけば、必然的に利用状況が上がると捉えてよろしいでしょうか。

その為には、どのようにして健康管理にPRしていくか、せっかくいい温泉あるんだから、その辺も踏まえて行政としてももう少し温泉に入るように、皆さんにそのようなPR活動をとるという思案としてはありますか。ただ券だけ渡して、「はい、さよなら」では、なんとも。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

その辺につきましては、広報等でPRしていきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

◎ 8 番（木村 一）

広報は分かりましたけれども、高齢化社会になってどんどんどんどん、なかなかこもれば温泉に来る人の足の覚束なくなる現状から、例えば、温泉の収益も入浴客が落ちるということは、収益も落ちるということ。

大丈夫ですか、経営の方。それは法人経営だから、何とも言えませんが。

多くの人に入ってもらえるような対策でも何か講じてもらえようかなという方策をとっていかなくては。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。こもれば温泉につきましては、今年に入ってからもお客さんに足をむけてもらうためのPRとして、広報にチラシを入れたりもしていますが、やはり利用者数は減っていますので、その分の収入は、下がっています。あわせて電気料の高騰の関係が1番の要因となっていて、新年度予算に絡みますけれども、予定事業調には搭載させて頂いていますが、こもれば温泉ヒートポンプを熱源にしていますので、電気料の支援、電気料見合い分の支援というのが、新年度は必要ではないかというふうに現時点で考えています。予算計上につきましては、年度間で調整していきたいというふうに考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

6番、吉田君。

◎ 6 番（吉田峰一）

歳入の方なんですけど、14ページ。森林譲与税の件なんですけども、当初、私は具体的にどんな方法なのか、具体的なことは分かりませんが、まずその減額されたということになっていますけども、譲与税については要するに面積でくるのか、何かの形で税が入ってくるはずなんです。それが81万円減額だということ、何が原因だったのか、その辺お知らせ頂ければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

算定方法の見直しが行われたというのが原因になるんですけども、仰るとおり私有林の人口林の面積ですとか、林業従事者の数、林業に関わって働いている人の数だとか、総人口だとか、そういったものが勘案されて森林環境譲与税の配分額が決まります。これが昨年の秋に一度見直しが行われた関係で、予定額よりも80万円程下がってしまったという要因です。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、吉田君。

◎ 6 番 (吉田峰一)

ということは、3件か4件の要素のある中で減額されてきたというんですけども、今後もどんどん減額されていく可能性あるんですね、これは。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (三原知明)

見直しによって減額になる可能性はございますけども、令和6年度からは、譲与税ではなくて森林環境税、準備段階が終わって本当の税額の交付になります。その時点では、今よりも250万円程上がるという現在の見込みを立てています。ただそれにつきましても、また直近で人口割だとかの見直しがかかるおそれる可能性は十分にあります。

◎ 6 番 (吉田峰一)

分かりました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、成澤君。

◎ 1 番 (成澤五郎)

実績報告書の35ページですが、先程優待の話にも触れておりましたが、こもればともうひとつの温泉、聞くところによると、料金がかなりアップしているという話を聞きました。私は近いので、こもれば利用派なんですけど、やはりもうひとつの方の温泉は熱くて、やはりそっちの方が良いという方も根強くいらっしゃる。そんな中で料金の値上げが昨年あったように聞いておりますが、この値上げ幅、これは、妥当だと思われませんか。どうしてこんなに一気に値上がりしたんだろうということ、ちょっと戸惑っている方もいるんじゃないでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

私の方から説明させていただきます。たぶん個人の会社経営している方だと思うんですけども会社の経営ですから、町の方で、どうのこうのということはお出来ないんですけども、これまで1回460円ということで、昨年令和3年はですね、町の方で150円の券でその法人の温泉が配慮してくれまして、1回150円の券で入浴出来たんです。ですけども、令和4年からは、460円の入浴料ですから、券を3枚出して足りなければ10円プラスするという仕組みで動いてたんですけども、令和4年度についても対外的な事もあってですね、1回800円程度の入浴料にしたという事も耳には入っています。ただ町内の方については回数券を買ってこれまでも同じような金額で入れるということも聞いていますので、これはあくまでも町で経営している温泉ではありませんので、法人の経営ですから、そこは町で指導なりそういう事は出来ませんので、その点ご理解頂きたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、成澤君。

◎ 1 番 (成澤五郎)

料金設定の指導は出来ないというお話なんですけど、いわば無料利用券を増やしたりして町

としては利用しやすいように配慮をしている訳ですね。ということは、やはり直接町の方にも影響が及ぼされているという事ですので、単独で自由に料金を設定出来るという兼ね合いの中でやはりある程度指導性をもってやって頂かないと個人経営だから、どうしようもないというような話にはならないんじゃないかなと思うんですが。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

私の方から説明しますけども、こもれば温泉の場合はですね、管理指定をお願いしていますから、町の方で料金の設定は協議をして設定金額を変える事も出来るんですけども、あくまでも法人の経営ですから、そこについて町がお願いは出来ますけども、指導等は出来ないと思っています。その法人も配慮して町民の方については今まで通りの回数券を買って頂ければ11回券で4,600円位だったと思うんですけども、その辺あとで確認させますけども、そういう事で回数券を買うと町内の方には、今までの料金で入って頂けるという事は聞いております。ですから、指導は出来ませんが、お願いは出来ると思いますので、もう1度話はしてみます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、成澤君。

◎ 1 番（成澤五郎）

これで終わりますけども、やはりお願いは出来る。確かに町民に対しては何枚か増やしている、こういうこともあるわけですので、是非とも利用客が利用しやすいように努力をして頂ければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第2号、『令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案第2号、令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について。

令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,343万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,070万8千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。151ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から26万円を減額し、316万8千円とするものです。8節旅費及び10節需用費で、決算見込みによる減額です。

次に152ページをご覧ください。2目国民健康保険団体連合会負担金に16万5千円を追加し、444万4千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で、北海道クラウドの改修にかかる負担金の追加によるものです。

次に153ページをご覧ください。2項徴税費、1目賦課徴収費から27万2千円を減額し、207万7千円とするものです。8節旅費及び10節需用費で決算見込みによる減額です。

次に154ページをご覧ください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者給付費から6,800万円を減額し、2億9,200万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で本年度の給付見込による減額です。

次に155ページをご覧ください。3目一般被保険者療養費から160万円を減額し、240万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で、本年度の給付見込みによる減額です。

次に156ページです。5目審査支払手数料から16万円を減額し、84万円とするものです。11節役務費で本年度の給付見込みによる減額です。

次に157ページをご覧ください。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費から1,200万円を減額し、3,950万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で本年度の給付見込みによる減額です。

次に158ページをご覧ください。6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費から110万円を減額し、293万2千円とするものです。12節委託料で、決算の見込みによる減額です。

次に159ページです。2項1目保健事業費から159万1千円を減額し、972万5千円とするものです。8節旅費から26節公課費まで決算見込みによる減額です。

次に160ページです。7款1項1目基金積立金に3千円を追加し、1,052万2千円とするものです。24節積立金に基金積立金の利子分を追加するものです。

次に161ページです。10款1項1目予備費に137万6千円を追加し、153万2千円とするものです。一般会計からの繰入金に対応するものです。

続きまして、歳入です。146ページをご覧ください。1款1項国民健康保険税、1目一般

被保険者国民健康保険税から163万2千円を減額し、1億1,204万4千円とするものです。1節医療給付費分現年課税分から6節介護納付金分滞納繰越分まで収入見込みにより減額、または追加するものです。

147ページです。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金から8,159万5千円を減額し、3億4,998万1千円とするものです。1節保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、先程歳出で説明しました、各保険給付費の本年度の給付見込の減額に対応するものであり、2節保険給付費等交付金（特別交付金）につきましては、実績見込みによるものです。

148ページをご覧ください。4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金に3千円を追加し、1万5千円とするものです。先程歳出で説明しました基金積立金利子の追加に対応するものです。

149ページです。5款繰入金、1項1目一般会計繰入金に137万6千円を追加し、3,531万3千円とするものです。1節保険基盤安定繰入金から5節財政安定化支援事業繰入金まで額の確定により追加または減額するものです。

次に150ページです。2項1目基金繰入金から159万1千円を減額し、1,191万4千円とするものです。

先程歳出で説明しました保険事情費の決算見込みによる減額に対応するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長から、先程1番議員の質疑の訂正部分があるようですから、発言を許します。

◎ 副 町 長（大野 樹）

知内温泉の回数券の関係ですけれども、私、先程11枚で4,600円ということで説明したんですけれども、回数券11枚で5,000円だそうです。それで町内の方町外の方に関わらず11枚5千円。それで回数券が無い場合は、大人1回800円ということだそうです、

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長から先程の補足説明がありました。

● 議案第3号 令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第3号、『令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案第3号、令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,220万9千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。166ページをご覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合給付金から230万円を減額し、7,752万2千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で、保険基盤安定金の額の確定による減額です。

続きまして、歳入です。165ページをご覧ください。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金から230万円を減額し、2,919万9千円とするものです。2節保険基盤安定繰入金で先程歳出で説明しました保険基盤安定金の額の確定に対応するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 令和4年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第4号、『令和4年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案第4号、令和4年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

令和4年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,162万3千円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270万円とする。

ここでお詫び致します。紙ベースの議案では、この第1条の歳入支出それぞれ123万6千円という金額の部分のコンマの位置を本来は1と2の間に入れるべきものを2と3の間に入れてしまっておりました。申し訳ございませんでした。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。185ページをご覧ください。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定審査費から39万2千円を減額し、198万1千円とするものです。12節委託料で決算見込みによる減額です。

186ページです。2款1項保険給付費、1目介護サービス等給付費、補正はございませんが、国、道からの補助金の実績見込みによる財源内訳の変更です。

187ページです。2項1目高額介護サービス等給付費、先程と同様補正はございませんが、国、道からの補助金の実績見込みによる財源内訳の変更です。

188ページです。2目高額合算介護サービス等給付費から120万円を減額し、140万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で実績見込みによる減額です。

189ページです。3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正はございませんが国道からの補助金の実績見込みによる財源内訳の変更です。

190ページです。4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費に35万6千円を追加し、2,783万円とするものです。2節給料及び3節職員手当等について実績見込みによる追加です。

191ページです。2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正はございませんが、国、道からの補助金の実績見込みによる財源内訳の変更です。

以降196ページまで補正はなく、国、道からの補助金の実績見込みによる財源内訳の変更につき、説明については省略させていただきます。

192ページです。2項1目一般介護予防事業費、財源内訳の変更です。

193ページ。3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費、財源内訳の

変更です。

194 ページです。2 目任意事業費、財源内訳の変更です。

195 ページです。3 目生活支援体制整備事業費、財源内訳の変更です。

196 ページです。5 目在宅医療介護連携推進事業、財源内訳の変更です。

続きまして、170 ページをご覧ください。歳入です。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金に974万5千円を追加し、9,163万5千円とするものです。1 節現年度分で、介護サービス事業の実績見込みによる追加です。

171 ページです。2 項国庫補助金、1 目調整交付金に103万6千円を追加し、3,206万円とするものです。1 節現年度分調整交付金で、介護サービス事業の実績見込みによる追加です。

172 ページです。2 目地域支援事業（介護予防事業）交付金から223万2千円を減額し、359万7千円とするものです。1 節現年度分で、介護予防事業の実績見込みによる減額です。

173 ページです。3 目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から33万1千円を減額し、787万1千円とするものです。1 節現年度分で包括的支援事業・任意事業の実績見込みによる減額です。

174 ページです。4 款1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金から906万6千円を減額し、1億1,981万1千円とするものです。1 節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

175 ページです。2 目地域支援事業交付金から104万8千円を減額し、524万8千円とするものです。1 節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

176 ページです。5 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金から546万1千円を減額し、6,777万8千円とするものです。1 節現年度分で負担金の実績見込みによる減額です。

177 ページです。2 項道補助金、1 目地域支援事業（介護予防事業）交付金から66万6千円を減額し、224万8千円とするものです。1 節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

178 ページです。2 目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から16万5千円を減額し、393万5千円とするものです。1 節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

179 ページです。7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金から15万円を減額し、5,951万5千円とするものです。1 節現年度分で負担金の実績見込みによる減額です。

180 ページです。2 目地域支援事業（介護予防事業）交付金から66万6千円を減額し、224万8千円とするものです。1 節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

181 ページです。3 目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から16万5千円を減額し、393万5千円とするものです。1 節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

182 ページです。4 目その他一般会計繰入金から3万6千円を減額し、1,759万6千円とするものです。1 節事務費繰入金で実績見込みによる減額です。

183ページです。2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金に776万9千円を追加し、2,012万8千円とするものです。1節介護保険事業基金繰入金で各種交付金の実績見込みによる追加です。

184ページです。3項1目介護サービス事業勘定繰入金に20万円を追加し、270万円とするものです。1節介護サービス事業勘定繰入金で居宅支援サービス計画費収入増に伴う追加です。

続きまして、介護サービス事業勘定です。

歳出から説明します。201ページをご覧ください。1款諸支出金、1項繰出金、1目保険事業勘定繰出金に20万円を追加し、270万円とするものです。27節繰出金で先程184ページで説明致しました居宅支援サービス計画費の収入増に伴う補正です。

次に歳入になります。200ページです。1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目居宅支援サービス計画費収入に20万円を追加し、270万円とするものです。1節居宅支援サービス計画費収入で収入増に伴う補正です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 令和4年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第5号、『令和4年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

202ページ、議案第5号をお開きください。

議案第5号、令和4年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

令和4年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによ

る。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,305万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,180万4千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出よりご説明致しますので、212ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を46万5千円減額し、2,314万3千円とするものです。これは1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、決算見込みによる減額であります。主なものと致しまして、12節委託料で、公営企業会計システム改修事業、法適用化移行支援業務委託の執行残によるものです。また、18節負担金補助及び交付金では、利用者が少なかった為の減額です。

213ページをご覧ください。2目施設維持費を1,262万6千円減額し、1億66万9千円とするものです。これは10節需用費で、不足が見込まれる光熱水費41万円の追加、法規2万円の追加、その他決算見込みによる減額であります。

11節役務費から14節工事請負費まで決算見込み執行残による減額となっております。

214ページをお開き下さい。2款公債費、1項公債費、1目元金を1千円追加し、5,890万2千円とするものです。これは22節償還金利子及び割引料に公債費の償還元金の不足が生じた為、1千円追加するものであります。

215ページです。2目利子で3万3千円追加し、909万円とするものであります。これは22節償還金利子及び割引料で不足が生じた3万3千円を追加するものであります。

歳入をご説明致しますので、206ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料160万円を減額し、3,540万円とするものです。これは有収水量約1,400m³の減による使用料の減であります。

続きまして、207ページになります。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金を303万円減額し、1,262万円とするものであります。これは交付金事業、クリーンセンター電気設備工事、マンホールポンプ所更新工事確定によるものです。

208ページ。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を152万7千円減額し、1億230万円とするものです。これは会計確定によるものです。

209ページになります。5款諸収入、2項受託事業収入、1目受託事業収入、380万円減額し、1,720万円とするものであります。これは中の川改修工事に係る受託事業の確定によるものです。

210ページになります。6款町債、1項町債、1目下水道事業債、290万円減額し、1,190万円とするものです。これは先程と同じように、交付金事業の確定によるものです。

211ページになります。2目公営企業会計適用債、20万円減額し、850万円とするものであります。これは公営企業会計適用事業の確定によるものであります。

続きまして、205ページをお開きください。地方債の補正であります。下水道事業債は交付金事業、クリーンセンター外改築更新工事及びマンホールポンプ所更新工事の確定によ

るもの。また公営企業会計適用債はシステム改修事業及び法適用化移行支援業務確定により、変更するものであります。起債の目的、下水道事業債。限度額、1,480万円を1,190万円に変更。また、公営企業会計適用債。限度額、870万円を850万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、地方債一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第3号）
について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第6号、『令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

216ページになります。

議案第6号、令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第3号）について。

令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,358万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正になります。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出よりご説明致しますので、223ページをお開きください。1款総務費、1項総務管

理費、1目一般管理費で19万円減額し、423万5千円とするものです。これは8節旅費及び12節委託料で、決算見込みによる減額です。

続いて、224ページになります。2目施設維持費で67万2千円減額し、1,823万円とするものです。これは、10節需用費で不足が見込まれる電気料で光熱費11万3千円追加、11節役務費で、監視装置維持通信費で非常用通報装置の通信料の不足が見込まれる5千円の追加。その他14節工事請負費まで、決算見込みによる減額であります。2款公債費、1項公債費、1目元金1千円を追加し、972万8千円とするものであります。内訳と致しまして、22節償還金利子及び割引料に公債費償還元金に不足が見込まれる1千円を追加するものです。

226ページになります。2目利子に3万円を追加し、139万3千円とするものです。これは22節償還金利子及び割引料に不足が見込まれる公債費償還利子3万円を追加するものです。

続きまして、220ページをお開きください。歳入をご説明致します。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、19万1千円減額し、2,013万円とするものです。これは会計確定によるものです。

221ページになります。5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金を34万円減額し、306万円とするものです。これは交付金事業、クリーンセンター電気設備更新工事確定によるものです。

222ページになります。6款町債、1項町債、1目下水道事業債30万円減額し、310万円とするものであります。これも事業費確定によるものであります。

219ページをお開きください。地方債の補正です。交付金事業、クリーンセンター電気設備工事他の確定に伴い、変更するものであります。起債の目的、下水道事業債。限度額、340万円を310万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還等に変更はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、地方債一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 令和4年度知内町水道事業会計補正予算(第4号)について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第7号、『令和4年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

227ページ。議案第7号、令和4年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）について。総則、第1条、令和4年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量です。第2条、令和4年度知内町水道事業会計予算第2条に定めた予定量を、次のとおり補正する。

（1）給水戸数を16戸減らし、2,004戸とするものです。

（2）年間総給水量を33,346 m^3 減らし、802,654 m^3 とするものです。

（3）一日平均給水量を91 m^3 減らし、2,199 m^3 とするものです。

（4）主要な建設改良事業、浄水施設改良90万2千円減額し、602万8千円とするものです。配水設備改良費182万円減額し、4,378万円とするものです。営業設備費、96万4千円減額し、835万3千円とするものです。消火栓設置費4万円を減額し、126万円とするものです。

第3条、収益的収入及び支出。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益で410万円減額し、合計で1億3,902万6千円とするものです。

続きまして、228ページになります。支出です。

1款水道事業費用、1項営業費用で513万円減額し、合計で1億4,549万6千円とするものです。

資本的収入及び支出。予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2,785万7千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額235万5千円、減債基金積立1,329万1千円、過年度分損益勘定留保資金1,221万1千円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入であります。1款資本的収入、2項工事負担金で4万円を減額、3項補償金で609万2千円減額し、合計で4,175万5千円。

支出になります、1款資本的支出、1項建設改良費で372万6千円減額し、合計6,961万2千円とするものであります。

続きまして229ページになります。令和4年度知内町水道事業会計補正予算実施計画内訳書であります。最初に、収益的収入です。1款水道事業収益合計で410万円の減額で、1億3,902万6千円です。主なものとして、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金で給水量減少に伴う400万円の減額です。

次に230ページ、収益的支出になります。1款水道事業費用合計で513万円減額し、1億4,549万6千円とするものです。これは3目総係費の精算による減額であります。

231ページ、資本的収入になります。1款資本的収入合計で613万2千円減額し、4、175万5千円とするものであります。これは、2項工事負担金及び3項補償金ともに事業確定による減額であります。

232ページになります。資本的支出になります。1款資本的支出合計で372万6千円の減額し、6、961万2千円とするものです。これは、1項建設改良費、1目浄水施設改良費から4目消火栓設置費まで各事業費確定による減額です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、2時35分と致します。

（休憩 午後2時18分）

（休憩 午後2時35分）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議再開します。

◎ 令和5年度知内町行政執行方針について（町長）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第15、『令和5年度知内町行政執行方針について』を議題とします。

町長から説明願ひします。

町長。

◎ 町長（西山和夫）

それでは、令和5年度町行政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに、

令和5年第1回知内町議会定例会の開会にあたり、新年度の町行政執行に臨む基本方針と施策を述べさせていただきます。

1月29日執行の町長選挙に於いて、町民の皆様のご支援を頂き2期目の町政を担わせて

頂くことに心から感謝申し上げます。議会議員の皆様ともこれからの町づくりについて、議論を交わして進めて行きたいと思っておりますので、今後ご指導のほど宜しくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は4年目を迎え、発生初期と比較して重症化率や死亡率は低下し、政府では感染症法上の位置づけの分類移行についていくつかの観点から議論が進められ、5類への移行を5月8日とすること等に取りまとめられました。今後、患者への対応・医療提供体制・高齢者等を守るための対策など説明が待たれます。経済的には、感染への強い警戒感があって宿泊・飲食サービスと生活関連サービスの停滞が余儀なくされ、語りの場・憩いの場も減少しましたが、感染への警戒感が少しでも和らぐことで経済が回復・改善され、コロナ禍前の日常に戻ることを期待しています。

今、世界では、ロシアとウクライナの争いが続いており、ウクライナの家計への電力供給が滞ったまま厳しい冬を迎え、戦争はいつおわるのか、経済への影響はいつまで続くのか、一刻も早く戦争の終わりを告げる為にも、武器供与ではなく世界各国の停戦協定を強く願うものであります。

さて、町政の舵取り役として2期目へスタートしましたが、初心を忘れることなく、どんな時代でも、どんな地域でも、経済的豊かさ「暮らし良さ・生活の満足度」を高めることに、これからも町民の皆様のご理解ご協力を頂きながら議会の皆様、職員と共に一丸となって行政をしっかり推進させていただきます。

昨年まで、3年間続けた「行財政改善計画」は時の情勢も重なり、基金が令和4年度末で約30億円まで積立てられ、新たな事業投資の財源となります。計画が予定どおり達成できたことについては、町民皆様のご理解を頂いたものと感謝申し上げます。今後4年間の新たな計画である「財政運営適正化計画」を示しながら、強い行財政基盤を築くために、具体的な目標を定めながら更なる財政の健全化を図ってまいります。

ただ、今後も「物価上昇」が続けば家計や企業活動への影響は、深刻さが増すことから、行政としても緊急的な対応を含めてしっかり向き合う必要があります。打つべきところには、的をしっかり見定めて的確な支援が出来るよう取り組みますので、議員の皆様からもご助言を宜しくお願い申し上げます。

次に、町の課題についてであります。上水道事業の事業変更については、老朽化する各施設の更新費用の財源確保と湯の里地区の水質改善等、目的達成に向けて今年度より北海道に届出を提出し、段階的に事業を進めることになり、令和7年度には完了する見込みであります。1年でも早く事業変更できるよう要請活動を継続してまいります。

防災対策については、日本海溝と千島海溝沿い巨大地震に関する特別措置法の改正により、当町を含めた道内39市町村が「特別強化地域」に指定され、今後の防災力強化に向けた事業計画の策定を、10月を目途に進めております。築48年と老朽化が進む知内消防署に移転については、特別措置法の活用は厳しい状況にあります。緊急防災減災事業債や過疎対策債の活用の中で、防災拠点の強化を目指し構想から事業計画として進められるよう検討を急ぎます。津波以外の防災対策では何を優先的に進めるかという判断にも迫られていることを肝に銘じながら、気候変動に伴う豪雨被害等住民意識の向上に力を入れながら、今年で50年となる小谷石災害を教訓に減災対策に努めてまいります。

冬の除排雪対策の強化については、昨年・今年と近年に無いほどの降雪量が続けているこ

とから町民の生活環境維持のため積極的に取組んで参ります。特に町内で一番厳しい環境にある湯の里地区に於いて、町内会と協議連携をしながら、除雪重機の配備やオペレーター養成などの課題を整理して、町内のモデル地区となれるよう進めてまいります。

今年度は、湯ノ里小学校と知内小学校が統合となりますが、この意義ある節目を力強く歩みだすためにも、子ども達の笑顔を大切に、更なる教育行政の充実と発展に向けて努力してまいります。更に、涌元小学校については、現在、関係者の皆さんと今後の小学校の在り方について議論を深めております。子ども達の成長を願い、子ども達にとってより良い教育環境を提供できるよう考えながら、地域にも理解を求めていきたいと思っております。

マイナンバーカードの普及促進については、1月末において申請者数2,927人、72.4%と町民の皆さんの理解も進んでおります。今後マイナンバーカード活用事業の推進として、役場での「書かない窓口」等、町民の利便性向上にも積極的努め、DX社会の実現に向けて、一歩ずつではありますが町民の生活をより良いものへと変革できばと思っております。

ふるさと納税も全国の多くの方々からの支援を頂き、令和4年度は2億8千万円と上昇しております。その財源を活用して本年度から中学校までの教育費無償化に取り組みます。納税額の増額については、町内事業者のご協力をいただきながら、新たな返礼品開発に町としても積極的に支援してまいります。

スマート産業では、課題の「見える化」、誰が・いつ・どこで・どんな作業をしたかというデータとして記録していくことで、傾向や問題点がわかり改善策を立てることが出来ます。このことにより農業では、栽培時のリスクを回避し、より良い農作物を作る方法が分かれば、生産性や品質も向上し、収益改善にも繋がります。経験と勘をデータ化することで負担も軽減され、働きやすい環境を作る事が出来ます。そのためにも各種データ化を蓄積し活用することが重要になりますので、積極的な支援を検討して参ります。

担い手対策については、現在、新規就農を目指す方々を対象として、営農の知識向上を図る「農業次世代担い手育成講座」が開催され、また、若い新規林業就労者が増えつつあることから、意欲のある若者を対象にして全産業での学習の機会を多くして担い手育成を進めております。次の世代同士が切磋琢磨することで信頼が深まり、より行動力も生まれ、まちづくりの大きな原動力に繋がることを期待し、より工夫をしながら担い手対策を進めてまいります。

また、物価・燃料高騰に対する対策や水田活用の直接支払交付金厳格化、水産業の体制強化など、地域経済を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。第6次知内町まちづくり総合計画」等、各種計画に基づき、町の財政規模に応じた施策や取組みを職員一丸となつてしっかり進めてまいります。

次に、本年度の施策について申し上げます。

第1に、「まちに希望を持ち安心して住み続ける（定住）」施策であります。

(1) 「活力ある産業の推進」について

新型コロナウイルス感染症や物価高・円安等の影響で町内の産業がダメージを負ったところではありますが、経済復活への支援と地域産業の未来を創造しながら、次の世代に繋げる体質強化を図ってまいります。

- ① 農業では、ニラ「北の華」が昨年の実績で出荷量は前年より減少したものの販売金額は、過去最高の約15億5千8百万円を達成し、コロナ禍の中で善戦した一年でしたが、

ハウレンソウは8月の大雨の影響で、約1千万円の減収と厳しい状況となりました。

また、昨年度から交付条件が厳格化された「水田活用の直接支払交付金」について、農林水産省は交付条件を緩和する方針を示しましたが、町内の多くの農家は同交付金を主要な収入源としているため、町としても新函館農協や知内土地改良区と情報を共有して、積極的な要請活動と個別支援を検討してまいります。

更に、昨年度からスマート農業の取り組みとして「町独自の補助制度」を始め、担い手不足の現状を踏まえて先進技術導入による省力化の取り組みとしての「トラクターの自動操舵システム」や「農業用ドローン」の購入などに対する支援をしていますが、本年度についても継続した支援をしてまいります。

- ② 林業では、新型コロナウイルス感染症拡大によりウッドショックの状況となり、輸入原木の価格・流通が大変厳しい状況となる一方、国産材の需要高止まりで価格上昇が続いているものの国内経済の動向によっては本年度も木材加工業（単板・家具）にとって厳しい環境が続くものと思われることから、町としても出来る限りの支援を検討してまいります。

また、これまでも取り組んで来た所有者や境界が分からない森林について、本年度は、森林所有者の意向調査結果の整理を実施して今後の森林整備に繋がる事務処理を進めます。

町の林業振興と民有林の森林整備に積極的に取り組んでいる町森林組合に対し、今後の森林整備の普及拡大と木質資源（チップ）を安定的に供給して頂くため、森林整備重機（グラップル等）の購入に対し支援を致します。

- ③ 漁業では、新型コロナウイルス感染症が燃料高騰等の影響により大変厳しい経営環境が続いております。

一昨年、道東で発生した赤潮の影響で、稚ウニを採卵・ふ化し中間育成する当町漁業にも厳しい状況が続くと思われましたが、漁協はじめ関係機関の指導により大きな影響は避ける事が出来ました。一方、ウニ種苗生産施設の老朽化対策と生産安定化に向けた種苗生産体制を強化するため、本年度は「生産施設経営安定化検討事業」を実施致します。

また、平成29年から北海道が事業主体として整備を進め、町でも事業費の一部を負担してきました中ノ川漁港の天蓋施設整備が、本年度で完了となり中ノ川地区の水産生産基盤が整うこととなります。

更に、本年度から漁業経営確立のため関係機関の支援を頂いて、養殖カキの通年出荷や漁業系廃棄物の再利用試験などの取り組みへの支援を進めてまいります。

- ④ 商工観光業でも、新型コロナウイルス感染症の影響で、サマーカーニバルや商工まつりなど町内イベント事業が中止になり、カキニラまつりも縮小しての実施となりました。また、電気・燃料高騰により大きな影響が出ていることから、今後も町内各事業者の動向に注視しながら必要な支援策を講じてまいります。

更に、観光振興施策としては、国や北海道の観光促進対策が3月末で終了予定であることから、「しりうち割」を実施して宿泊客及び日帰り客の確保に向け事業者支援を致します。

本町の観光振興推進にあたり活動をしてきました「一般社団法人しりうち観光推進機

構」については、組織の継続が困難であると判断して本年度内の清算手続きに入ることになりました。これまでの活動については「知内町観光協会」と町が連携して事業を継承することになります。

- ⑤ 全産業の担い手確保対策については、知内町地域産業担い手対策連絡協議会と連携し、「地域産業担い手センター」を核とした体験希望者の受け入れや地域おこし協力隊制度を活用して積極的に情報発信を進めると共に、新規就業者の人材育成対策として、事業に必要な資格や免許取得への経済的支援を行ってまいります。

また、スマート産業については、ロボット・AI（人工知能）・IOT（モノのインターネット）等の先端技術の活用も視野に、農林水産業の各種課題解決のための方策を進めてまいります。

- ⑥ 深刻化する町内の労働力不足解消については、企業の求人募集の取り組みへの支援を行うとともに、増加している外国人労働力の受入れに対しては、現在の受入れ費用の助成制度に加え、新たに社宅等の整備費用に関しても支援を行い、事業者の安定的な事業継続のための方策を進めてまいります。

(2) 「快適な暮らしの基盤づくり」について

- ① 快適な暮らしの基盤確保のため、老朽化する上水道事業各施設の更新費用の財源確保と湯の里地区の水質改善等の目的達成に向けての事業変更について昨年度より議会と共に要請活動を続けて参りましたが、今年度より北海道に対して段階的に申請事務を進めてまいります。

- ② 防災対策については、日本海溝と千島海溝沿い巨大地震関する特別措置法の改正により、当町も「特別強化地域」に指定され、今後の防災力強化に向けての事業計画の策定については、10月を目途に進めてまいります。また、洪水時に浸水区域内にある知内消防署については、築48年と老朽化が進んでいることから移転について検討を進め、防災拠点としての検討を急ぎます。

- ③ 空き家対策については、人口減少に伴い町内でも増加傾向にありますが、昨年度より不良住宅以外の住宅除却についても補助対象としました。危険空き家については周辺人家に影響がでることや周辺環境にも配慮が必要となることから、所有者を特定し、適正な管理を促してまいります。また、本年度からは利用可能な空き家については、取得時の費用の一部支援について新たに整備致します。

- ④ デマンドバスの運行については、利用者数が毎年増加傾向にあり、地域の足として定着されてきております。今後の人口減少や少子化高齢化を考えると、デマンドバスの需要は減ることが無いものと思っております。従って利用者ニーズに応じた料金の設定と運行の見直しについて早急に検討を進めてまいります。

- ⑤ 二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「しりうちゼロカーボンシティ」の取り組みについては、昨年宣言を行い、国の補助事業を活用した再エネ導入計画やゾーニングマップを策定しましたので、本年度は、町内の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量削減の施策に定める「知内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を進めてまいります。

また、町内の皆様へも省エネへのご理解・ご協力を頂くとともに事業者の生産性向上や住民の快適な居住環境に繋がる省エネ化促進支援制度も展開してまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響や燃油・物価の高騰等、様々な困難に直面する町民の生活を支援するため、地域内で利用できる商品券「しりうち生活応援券」を配布致します。

(3) 「福祉・健康・教育・文化の取り組み」について

① 高齢世帯等の冬の除排雪対策の強化については、昨年、今年と近年に無いほどの降雪量が続いていることから、町民の生活環境維持のため、これまでも支援を頂いている知内町社会福祉協議会や各町内会との連携を密にして、より効果のある除排雪対策実施に向けて、積極的に取組んで参ります。

② 高齢者等の見守りの強化については、特に高齢者が自宅で孤独死となるケースが毎年発生している現実もあることから、これまで同様知内町社会福祉協議会や13町内会の協力のもと「見守り体制」の強化を図るとともに新たな取り組みとして、民間の宅配業者が行っている「見守りサービスあんしんハローライトプラン」を利用して安否確認の実証実験を進めます。

③ 障がい者支援については、社会福祉法人あすなろ福祉会関連施設で従事する障がい者の転入増加に伴うグループホーム整備が最終年となることから、町としても事業費の一部を助成致します。また町内の農業をはじめとする各産業分野での人手不足解消や障がい者の活躍する仕組みを検討してきたことから、関係機関との連携を更に深めて、障がい者の就労の場の確保に繋がる取り組みを進めてまいります。

④ 予防接種事業については、新型コロナウイルス感染症対策として、全町民を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種を積極的に実施してきました。現在、国において新型コロナウイルス感染症を5類へ移行させる検討が行われており、町としても動向に合わせて迅速に対応してまいります。また、新たな予防接種事業として、50歳以上を対象に带状疱疹予防接種事業を本年度より実施致します。

⑤ 国民健康保険事業の運営については、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業や被保険者の自主的な健康づくりの推進により、医療費の適正化に努めてきました。また、保険税収納率の向上を図り、安定的かつ健全な制度運営が出来ていることから、本年度は加入者の負担を軽減するため保険税の引き下げを実施致します。

⑥ 今年度は、湯ノ里小学校と知内小学校が統合となりますが、この意義ある節目を力強く歩み出すためにも、こども達の笑顔を大切に、更なる教育行政の充実と発展に向けて努力してまいります。更に、涌元小学校については、現在、関係者の皆さんと今後の小学校の在り方について議論を深めております。子ども達の成長を願い、子ども達にとってより良い教育環境を提供できるよう考えながら、地域にも理解を求めていきたいと思っております。

⑦ 教育費無償化の取り組みについては、保護者負担軽減を図り、次代を担う子ども達の健全な育成と子育て環境づくりを支援するため、小・中学校の入学準備金や教材費等の無償化、認定こども園の保育料完全無償化、高等学校入学時の進学応援給付等によりふるさと納税を原資とした教育振興基金を活用して、子育てする保護者を支援してまいります。

(4) まちづくりを進める行財政について

① 令和2年度から3ヵ年の「行財政改善計画」については、時の情勢が重なり基金を令

和4年度末で約30億円まで積立てすることが出来ました。本年度より新たな計画である「財政運営適正化計画」を示しながら、強い行財政基盤を築くために、具体的な目標を定めながら更なる財政に健全化を図ってまいります。

- ② ふるさと納税は全国の多くの方々からの支援を頂き、令和4年度は約2億8千万円と上昇致しました。納税額の増額については、町内事業者のご協力が大きな要因となっており、納税額の3分の1の約9千3百万円程が各事業者の販売終映機に繋がることから、本エンドも新たな返礼品開発に向けて町としても積極的に支援してまいります。

第2に、「まちへの新しい人の流れをつくる（移住）」施策であります。

町の人口は4,000人を割込み、3,984人（令和4年12月末）と人口減少や少子・高齢化が進み就労人口が減少しております。また産業の担い手確保対策についても、町内関係団体と連携して取り組んでまいります。また本年度も地域おこし協力隊制度等を活用して、積極的に移住促進を進めると共に各種フェアやSNS等で情報発信してまいります。

- ① 「地域産業担い手センター」を核とした体験希望者の受け入れを積極的に推進するため、短期就労体験促進事業（交通費の一部支援）や短期就労体験受入れ事業者支援事業の実施により、体験希望者が増えていることから本年度も継続した取り組みを進めてまいります。
- ② 首都圏などの多様な人材を誘致し、地域活性化や地域産業の発展に向けた取り組みとして、「地域おこし協力隊事業」や「しりうちインターン地域おこし協力隊事業」など、国の制度を有効に活用した取り組みに合わせて、本年度は、総務省の「地域活性化企業人制度」を活用して、民間企業のノウハウを取り入れ、地域の活性化を図ってまいります。
- ③ 昨年度より取り組んだ、若い世代が町内に戸建て住宅新築時に支援を行う「知内暮らし促進事業」を利用した移住・定住等が定着してきていることから継続して事業を進めてまいります。
- ④ 少子・高齢化等の振興に伴い町内の空き家数が増加していることから、「知内町空家等対策計画」に基づき、本年度からは利用可能な空き家については、既存のリフォーム助成と合わせて取得時の費用の一部についても新たに支援する制度を整理致します。

第3に、「まちの資源を生かして賑わいをつくる（交流）」施策であります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、サマーカーニバルや商工まつりなど町内イベント事業が中止となり、カキニラまつりも縮小しての実施となりました。一方で国や北海道の「宿泊割引事業」等の取組みにより、観光客の入込はコロナ禍前に戻りつつありますが、本年度は大きなイベント等の開催により交流人口の増加を図ってまいります。

- ① 町の資源を生かした賑わいの場所としての「かき小屋」を含む3施設については、かき小屋での日替わり定食の提供や冷凍カキ飯弁当の開発などに取り組みコロナ禍の中ではありますが、社会福祉法人あすなる福祉会のご尽力により安定的運営が行われていることから、町としてホームページ等で情報発信をしていきます。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大で落ち込んだ観光需要回復と観光促進の町内観光資源を活かした「矢越クルーズ等」の日帰り体験観光や宿泊事業者などに対して「観光促進事業（しりうち割）」を実施し、交流人口の増加を図ってまいります。

③ 今別町との交流については、平成2年8月8日の友好町締結から30年以上が経過しました。新型コロナウイルス感染症の影響により未だに式典・祝賀会の開催は出来ない状況にあります。今後も各学校や団体等による各種交流活動を維持発展させてまいります。

第4に、「まちで結婚・出産・子育ての希望をかなえる（出生）」施策であります。

国は、少子化対策として妊娠・出産時に10万円相当を給付する「出産・子育て応援交付金」の制定や児童手当の改定による子育て支援に取り組む見込みです。

当町でも、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んで行かなければなりません。育児と子育ての支援については、出会いから結婚・出産・育児という人生のストーリーを引き続き応援してまいります。

① これまでも町内関係団体の協力のもとで取り組んで来ました婚活イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、町内での開催は困難なことからオンライン開催や飲食なしでの「しりうちで縁結び in はこだて」を開催してきましたが、本年も引き続き内容を精査して支援してまいります。

② 本年は、保護者の負担軽減措置として「認定こども園」の保育料の無償化を実施し、更に「認定こども園」保育士を補佐する特別支援員2名を配置して子育て支援を強化してまいります。

③ 認定こども園内に昨年整備した「子育て支援室」と「保健センター」を核とした子育て世代包括支援センター事業および子ども家庭総合支援拠点事業により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うために、相談対応、支援プランの作成、産後ケア事業、関係機関との連携等を実施し、子育て家庭の孤立や不安の解消と虐待防止を図ってまいります。

以上、令和5年度の行政執行にあたっての基本方針を述べさせていただきました。

おわりに

知内町の経済は、農林水産業が主力となり、更に経済の発展に寄与し続けているのが、北海道電力知内発電所と三洋食品株式会社知内工場であります。

福祉に於いては、「知内町社会福祉協議会」、「函館共愛会」、「あすなる福祉会」により高齢者・障がい者がしっかり生きがいに繋がるようにサポートも充実しております。これからも継続した強い協力関係を維持する為の努力を忘れることなく企業維持発展に向けて関係強化に努めます。

日本の経済は、物価高や円安による輸入物価上昇が続き、食料品や電気・ガス料金の値上げなどが家計を圧迫していましたが、2023年はピークアウトの兆候がみられており、鈍化傾向が続く見込みでありましたが、現在でも食料品などの値上げが続く他、電力会社では更なる値上げを検討していることから、留意が必要ではないかと思えます。

知内町の人口は、4,000人を割込み、高齢化も進行するなかで、医療・福祉・生活環境の充実を検証しながら、子ども達の笑顔と知内町の持つ豊かな自然と気候、風土をこれからも守りながら、知内町の発展のために自覚を持って邁進してまいります。町長として新たな4年間「笑顔と感謝を忘れずに 未来へつなぐ ふたつの想像・創造」の実現を目指し、再び腹を据えて職員と共に踏ん張ってまいります。

議会議員の皆様・町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、町行政執行方針と

させていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、町行政執行方針は終わりました。

● 令和5年度知内町教育行政執行方針について（教育長）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、『令和5年度知内町教育行政執行方針について』を議題とします。

教育長から説明願います。

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

令和5年知内町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方と施策について申し上げます。

今日、激しく変化し予測が難しい社会の中にあつて、様々な困難に柔軟に対応し、一人ひとりが答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われています。そのためには目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、協働的に学び、答えを見つけ出していくために必要な資質・能力を育てていくことが求められています。

知内町教育委員会では新しい時代を力強く生き抜くために、基礎・基本の定着を図り、自ら学び自ら考える力を備えた人財育成と生きがいを創り出す生涯学習の推進に取り組んでまいります。

このような認識の下、教育行政に臨む基本的な考え方について申し上げます。

1点目は、「社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜く、生きる力の育成」です。

認定こども園の開園により幼小中高一貫した取り組みがより連続性・継続性ある教育として推進され、こども園から小学校へのスムーズな接続、小中9年間を通した教育課程の編成と指導の充実、高等学校と各校種間との交流等のより生涯にむけて自分の夢の実現に努力する人の育成に努めてまいります。

2点目は、「心身ともに健康で充実した生涯学習の推進」です。

町民の多様化しているニーズに対応するため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら様々な学習機会を提供するとともに、身に付けた技能・経験を地域活動に生かすなど、豊かな社会性を育む機会の提供に努めてまいります。

次に、令和5年度の主な施策について申し上げます。

一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、すべての人が認め合い、価値ある存在として尊重し、協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となるような人材の育成に努めてまいります。

安心して子育てできる環境の充実を図るため新たに小・中学校の入学準備金や教材費等の無償化、高等学校入学時の進学応援給付金等、子育てする保護者を支援してまいります。

幼児教育については、昨年度開園した公私連携型による幼保連携型「しりうち認定こども

園」として、教育・保育の質の担保に勤め、小学校教育への円滑な接続に向けて取り組んでまいります。

今年度、湯ノ里小学校が閉校となり知内小学校に統合されるため、転入する児童が不安なくスムーズに溶け込むことができるようしっかりとサポートしてまいります。また、涌元小学校におきましては、より良い教育環境を提供できるよう、関係者の皆さんと今後の小学校の在り方について議論を深め、地域にも理解を求めていきたいと思っております。

学校間の連携については、小中9年間を通した教育課程及び指導計画のもと、小・中教員による相互乗り入れ授業や小学生と中学生の交流学习等の充実を図り、中学校入学後に環境の変化に戸惑う「中一ギャップ」の解消につなげてまいります。

特別支援教育については、「インクルーシブ教育」の理念の基、障がいの有無にかかわらず、可能な限り通常学級で学べる環境を整えるとともに、特別支援学級と通常学級との交流及び協働学習を積極的に進めてまいります。特に、特別支援教育に関する専門性を有する「合理的配慮協力員」を配置し、合理的配慮の提供に係る相談対応や指導助言を行ってまいります。また、日常生活動作の介助や学習活動上のサポート配慮の必要がある児童・生徒のために、各学校に特別支援教育支援員を配置してまいります。

英語教育については、英語教育推進協議会を中心に乗り入れ授業や指導方法の工夫・改善を図りながら、こども園から高校まで一貫した指導体制を推進してまいります。また、外国語指導助手（ALT）2名体制を維持し、こども園での「英語で遊ぼう」と小学校1・2年生を対象とした放課後公民館活動「英語遊び・ALTと遊ぼう」を継続することで幼児期から生きた英語に慣れ親しみ、児童・生徒が英語を苦手としないような学習環境を整え、切れ目なく小学校3年生からの外国語活動に繋げていきます。

社会の変化に対応し、協働しながら自分らしく生き抜く人材の育成

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法上「5類」に引き下げることが決定され、行動制限などが続いたコロナ政策が大きく転換します。学校現場においても新型コロナ対策の緩和が見込まれる中、子どもたちが安全、安心な環境の中で充実した学校生活を送ることができるよう、引き続き感染拡大の防止と学校教育活動の継続の両立を図ってまいります。

ICT教育については、引き続きICT支援員を活用したプログラミング教育やデジタルの強みを生かした教科書活用を推進してまいります。また、児童・生徒の学びの保障として、学校の臨時休業や病欠欠席・不登校等に対して、端末の持ち帰りによるICTを活用した遠隔授業や家庭学習環境の推進にも取り組んでまいります。

コミュニティスクールについては、「地域とともにある園・学校」を目指し、学校運営協議会において地域の声を反映し、学校と地域が一体となった特色ある園・学校づくりを進めてまいります。

学校における働き方改革については、保護者・地域の理解を頂きながら、定時退勤日や学校閉庁日の設定のほか、教職員の勤務時間管理の徹底と業務改善の取組を推進してまいります。

少子化による部活動の減少や学校教職員の働き方改革を背景とした部活動の地域移行については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、中学校を主とした休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行に向けて、教

育委員会と学校、スポーツ協会・少年団等との協議・検討を進めてまいります。

互いに認め合い、理解し合える共生社会の実現に向けた取組

子どもたちが豊かな人間性を育むため、教育活動全体で道徳教育を推進するとともに、基本的な生活習慣を身に付けるため、町P連、青少年育成町民会議等と連携し、家庭教育を支援してまいります。

子どもたちが心身ともに健やかに成長していくために、望ましい生活習慣や運動習慣が身に付けられるよう、家庭でのゲーム・スマホ利用の自制や睡眠時間の確保、徒歩通学の推奨や楽しさを感じる運動体験などについて、学校・家庭・関係団体で連携して取り組んでまいります。また発達段階に応じた、心の健康や性・薬物に関する予防的な学習機会を推進します。

いじめについては、「どの学校でも、どの子どもでも起こりうる」ものであることを十分認識し、早期発見・早期解消に努めるとともに、「いじめを生まない土壌づくり」に向けて、学校・家庭・地域・関係機関との連携を強化してまいります。

不登校については、保護者・学校・スクールカウンセラー等との信頼関係をもとに、不登校児童・生徒の状況に対応した支援に努めてまいります。また、ICTを活用した学習活動の支援とともに、不登校児童・生徒の「居場所の提供」や「社会的自立」に繋がる取組みを検討してまいります。

子どもたちが安心して安全に学校生活を送るために、交通安全教室・不審者対応教室・防災訓練等を通じ、子どもたち自身が危険を予測し、回避する能力を身につけるよう取り組んでまいります。

学校給食については、無償化を継続し、子どもたちに安全・安心で美味しい給食を提供するため衛生管理を徹底してまいります。また、恵まれた地元食材の活用・拡大に努めるとともに、地域の食文化や食糧生産への理解を深める食育を推進してまいります。

ふるさと教育については、地域の課題解決に向けて学校と地域学校協働本部の連携・協働を進め、地域の歴史・文化・産業等に触れる学習プログラムを実践し、郷土愛溢れるこどもの成長を地域全体で支えてまいります。

選ばれる町立高校を目指して

知内高校においては、「協力する力・考え抜く力・行動する力」に代表される「知高生に身に付けさせたい9つの資質・能力」の定着を目指し、学習や学校行事・生徒会活動・部活動等を通じて、生徒の多様な力を育成するための教育活動の充実に取り組んでまいります。

地域創生学習については、町内企業と連動した職業体験やソクラテスマーケティング、SDGs学習を通じ、生徒自らが魅力ある高校づくり・町づくりの参画する取組みを推進してまいります。また、引き続きICT教育環境を整備し、生徒の情報活用能力を高め、ICTを活用できる人材の育成を進めてまいります。

海外見学旅行及び海外短期留学支援事業については、生徒の国際理解を深めることのできる特色ある教育機会であることから、新型コロナウイルスの国内外の感染状況等を注視しながら、実施に向けて早期な判断に努めてまいります。

校舎等の教育環境の整備については、公共施設長寿命化計画に基づき、本年度から順次、改修工事を進めてまいります。

今後も町立高校ならではの魅力を積極的に発信し、保護者や地域の期待に応える信頼され

る学校、「選ばれる町立高校」を目指し、生徒募集を展開してまいります。

生涯にわたって互いに学び、高め合う社会教育の推進

持続可能な地域社会を実現するために、教育委員会として、生涯にわたって互いに学び、高め合う、地域に開かれた社会教育を推進してまいります。とりわけ、教育委員会の組織機能、中央公民館、郷土資料館、スポーツセンター等の施設機能が十分に活かされるような施策・事業を展開してまいります。また、「知内町地域学校協働本部」では、地域の人材を講師として学びの場に派遣し、学習や体験を通じ、子どもたちに園・学校では得られない知識や能力の習得に向けて活動を展開してまいります。今年度も更なる講師の発掘や活動内容の充実に尽力してまいります。

幼児家庭教育については、絵本を通じた家庭における親子の触れ合いの場を創出する「ブックスタート事業」や幼児の体験活動、家庭教育の学び場として「のびのび教室」を開催してまいります。

青少年教育については、地域社会の中に子どもたちの安全な居場所をつくり、各種体験・交流活動を展開する「放課後子供教室」を実施してまいります。

成人教育については、暮らしに役立つ様々な技術・知識を得るための「公民館講座」を企画・開催してまいります。また、中高生から高齢者まで幅広い層の住民が地域の問題・課題について学習・意見交換する場としての「まちづくりカフェ」を開催してまいります。

高齢者教育については、健康で明るく、楽しみや生きがいを持って人生を送るための生涯学習の場としての「知内みらい大学」において、健康づくりや知識向上心を育む学習会、修学旅行等の親睦活動を実施してまいります。また、高齢者の有する豊かな知識、経験を発揮できる場となる「世代間交流事業」を開催してまいります。

図書活動については、親しみやすい中央公民館図書室を目指し、「図書館ボランティア」による「かぼちゃランタンづくり」の開催や季節毎の展示・装飾による雰囲気づくりに取り組むとともに、図書室イベントを開催し、読書習慣の定着化と図書の貸し出し増加に繋げてまいります。また、日頃、中央公民館図書室に来られない人のために「移動図書館」による読書環境の充実を図ってまいります。

芸術・文化の振興については、芸術・文化に対する意識の高揚と活動の推進が図られるよう「芸術鑑賞事業」や「展示会」を開催してまいります。特に「町民文化祭」については、新たな視点や発想を取り込みながら多くの町民が訪れ、参加できるような開催方法について検討を進めてまいります。

郷土資料館については、郷土資料の収集・保管・調査研究・展示等の基本的役割を果たし、その意義・価値について継承、発信し、地域と人をつなぐ拠点を目指した活動を推進してまいります。特に誰でも利用しやすく、閲覧できるようなデジタルミュージアム化を推進するほか、魅力ある「企画展・特別展」の開催を計画してまいります。教育普及活動については、地域の自然、食を含めた文化等について学ぶ「ミュージアム・パル」を開催し、世代間の知恵の伝承に繋げてまいります。また知内の風土が培った歴史・文化を学ぶ「知内学のすすめ」・「ふるさと講座」等を開催し、郷土に対する興味の掘り起こしを図ってまいります。

町民皆スポーツの推進

町民誰もが、あらゆる場所、あらゆる機会において、主体的に運動やスポーツに取り組むことにより、地域や社会における交流を促進し活力となるよう、スポーツ推進委員、スポー

ツ協会、スポーツ少年団本部等と連携し、町民の健康づくり、体力向上と共生社会の実現を目指してまいります。

ライフステージに応じた運動やスポーツの推進を目指し、「親子 de 運動あそび」や「青少年運動体験推進事業」成人・高齢者の「チャレスポしりうち」や地域の自然環境を活かした「アウトドアフィットネス事業」を開催し、誰もが楽しめ交流できる生涯スポーツの推進を図ってまいります。

健康づくりや体力向上、運動能力向上のため、こども園や学校、町内会への職員の外部派遣をするとともに、自宅で誰でも行える「しりうちながら体操365」に次いで、「認知症予防体操」を完成させ、普及を図るなど健康スポーツの推進を図ってまいります。

世代や性別、障がい、国籍を問わず交流を図るため、各種スポーツ大会を継続して、「チャレンジパラスポーツ」等の体験や学びの場を創出し、運動やスポーツを通じた共生社会の実現を目指してまいります。

以上、令和5年度の教育行政に関する基本的な考え方と施策について申し上げます。知内町の教育目標である「心豊かに 創造性に富み たくましく、郷土知内の未来をきりひろく人間」実現のため、教育委員会としてこちらの施策を確実に実行してまいります。

町民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

● 議案第8号 知内町個人情報保護法施行条例の制定について

● 議案第9号 知内町個人情報保護審査会条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第8号、『知内町個人情報保護法施行条例の制定について』から日程第38、議案第29号『令和5年度知内町下水道事業会計予算について』の22議案は、いずれも令和5年度予算に関する議案であります。

したがって、この22議案は、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、以上の22議案は、一括議題とすることに決定いたしました。

これから、議題となった議案第8号から、順次提案理由の説明を求めます。

日程第17、議案第8号、『知内町個人情報保護法施行条例の制定について』及び日程第18、議案第9号、『知内町個人情報保護審査会条例の制定について』関連がありますので、一括説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案の233ページをお開き願いたいと思います。

議案第8号。知内町個人情報保護法施行条例の制定について。知内個人情報保護法施行条例を次のように定める。続きまして、237ページもお願い致します。議案第9号。知内町個人情報保護審査会条例の制定について。知内町個人情報保護審査会条例を次のように定めるといふこととあります。この2つにつきましては、令和3年5月に交付されましたデジタ

ル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されまして、同法と行政機関の保有に関する個人情報の保護に関する法律、更に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する3本の法律が個人情報の保護に関する法律に統合され、この統合により国の行政機関、地方公共団体の機関、これは議会を除きますけれども、等における個人情報の取扱いに関する共通ルールが規定されることとなりました。

説明資料の3ページをお開き願いたいと思います。説明資料の3ページです。今回の制定についての改正の概要ですけれども、今言ったとおりですね、個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、令和5年4月1日から個人情報保護制度の所管は、国の「個人情報保護委員会」が一元的に行うことになりました。このため、各地方公共団体の「個人情報保護条例」を廃止し、規定を整理の上、新たに「個人情報保護法施行条例」を制定することになったものであります。この下の絵のとおりですね、現行の方については、国におきましては、法律、3段目の地方公共団体、町ですけれども、これについては個人情報保護条例を定めます。所管につきましては、それぞれの総務省や地方公共団体が所管しておりましたが、右の改正後でありますけれども、全て法令を一本化、所管につきましても個人情報保護委員会が所管するという形になっております。

2つ目の制定する条例の主な条項及びその概要につきましてご説明します。まず今回の施行条例ですけれども、必要な事項を定めることであわせて、従来の「個人情報保護条例」及び「特定公人情報保護条例」を廃止するという事で、表の中です。第1条につきましては、本条例で定める趣旨を規定。第2条につきましては、用語の整理。第3条につきましては、実施機関の責務。第4条につきましては、保有する個人情報ファイルの整理の関係で、法令では対象人数1,000人以上の個人情報ファイルを公表する義務があるということで、捉えております。それは、4ページの上の方に載っているような表のイメージで整理するという事になっております。第5条については、取扱い事務に関する登録簿の備付け、方法等について規定しております。第6条から8条につきましては、開示請求の手数料等、開示決定の機関等について規定。第9条につきましては、必要に応じて「知内町個人情報保護審査会条例」。その後ろに条例ありますけれども、この条例は除いて頂いて、審査会へ諮問できることを規定しております。それから、ありませんけれども、第10条で規則への委任。附則につきましては、第1条でこの施行日を令和5年4月1日と規定。第2条以下、先程から言っております、従来ありました「知内町個人情報保護条例」及び「知内町特定個人情報保護条例」を廃止するという規定になっております。

続きまして、4ページです。下の方の知内町個人情報保護審査会条例です。先程言いましたとおり、町の実施機関又は議会の諮問に応じて調査審議するための審査会について定める条例であります。第1条の審査会を設置することを規定する。第10条の答申についての規定を盛り込んでおります。それから、附則の第1条で施行については令和5年4月1日と規定しております。第2条で審査会委員の経過措置についての規定を設けております。今現在、先程言ったファイルの関係、整理しているところですが、町の方の登録件数としましては350件ありまして、その内1,000人以上のファイルについては、住基システムだとか戸籍関係だとか、それらが80件ありますので、80件を公表する予定で、今、事務を進めているということでもあります。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

● 議案第10号 知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例等一部改正について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、議案第10号、『知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について』説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

240ページになります。議案第10号。知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について。知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。先程の議案8号に関連しまして、知内町個人情報保護条例が廃止となることから、知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例にあわせて、知内町特定滞納者等に対する行政サービス制限条例、かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例につきまして、知内町個人情報保護条例の規定を適応していた条項に関する一部改正を行うものです。第1条、知内町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正と第3条、かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、指定管理者の秘密保持義務に関する条項の適用法令の改正です。知内町個人情報保護条例第49条の規定を個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に改正するものです。また、第2条、知内町特定滞納者等に対する行政サービス制限条例の一部改正につきましては、第9条の滞納情報の利用及び提供に関する条項の適用法令の改正です。知内町個人情報保護条例第7条第2項第3号の規定を第1条及び第3号と同様に個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に改正するものです。第1条から第3条まで、いずれも改正後の適用法令の趣旨としましては、保有個人情報の漏洩、滅失または棄損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために必要且つ適切な措置を講じなければならないという内容でありまして、各条例の条項に関して規定する内容が変わるものではございません。附則と致しまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

● 議案第11号 知内町地域公共交通会議設置条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第20、議案第11号、『知内町地域公共交通会議設置条例の制定について』説明を求めます。

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

議案第11号。知内町地域公共交通会議設置条例の制定について。知内町地域公共交通会

議設置条例を次のように定める。説明につきましては、予算説明資料のナンバー２、政策調整課の１３ページをご覧ください。知内町地域公共交通会議設置条例の概要についてです。条例制定の目的ですが、国の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改定によりまして、地域公共交通計画の策定及び法定協議会の設置が必要となった為、今回新たに条例を制定するものです。今年度策定しております知内町地域公共交通計画にあわせまして、条例を制定し、次年度から法定協議会として協議会を運営していくこととなります。主な内容としましては、デマンドバスをはじめとした運行に関する地域公共交通に関する協議事項、構成員など明確化しまして今後の地域公共交通の維持確保を目的としております。

施行期日につきましては、令和５年４月１日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

● 議案第１２号 地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第２０、議案第１２号、『地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について』説明を求めます。

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

議案第１２号。地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について。地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。この改正につきましては、先程の議案第１１号の地域公共交通会議設置条例の制定に伴いまして、地域公共交通会議委員が新たに加わるものであります。施行期日は、令和５年４月１日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

● 議案第１３号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第２２、議案第１３号、『督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』説明を求めます。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（南 一貴）

議案２４６ページをご覧ください。議案第１３号。督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。内容につきましては、予算説明資料ナンバー３、税務会計課関係の３７ページをご覧ください。まず今回の条例の改正についての趣旨について説明させていただきます。町税

の収納については、従前よりエルタックスシステム等を活用しており、令和5年度から共通納税の拡大に伴い、当町についても個人住民税普通徴収分、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付書につきましては、QRコードが付設されます。これによりまして全国の金融機関で納付することが出来ます。納付書に付設されているQRコードの情報を元に収納情報等をやりとりすることになりまして、従前督促手数料につきましては、金融機関窓口等において手書きにより収納してきましたが、令和5年度課税分からQRコードが付設されている納付書は、手書きによる督促手数料を読みとることが出来なくなる為、金融機関窓口においての収納が困難となり、納付書を再発行しなければならない等支障をきたすことから、令和4年度末で全ての公金に係る督促手数料を廃止することとしました。尚、督促については法令等に基づき従前どおり通知をする予定でございます。

それで現在督促手数料を徴収している公金についてでございます。こちらについては、町税、住宅使用料、国保税、介護後期保険料、保育料、国営土地改良事業負担金、上下水道料金といったものが取扱いとなっております。条例の改正の内容につきましては、督促手数料を廃止するといった内容となっております。改正となる条例、規則等でございますが、知内町税条例他、計7条例、また規則、要領等につきましては、知内町学校給食センター管理規則、他、計3規則等が今回の改正となります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日となっております。また議案の246ページから248ページには新旧対照表を掲載してございますので、ご参照頂きたいと思っております。

以上で督促手数料の廃止に関する説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

● 議案第14号 知内町国民健康保険税条例の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第23、議案第14号、『知内町国民健康保険税条例の一部改正について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

249ページです。議案第14号。知内町国民健康保険税条例の一部改正について。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例につきましては、資料で説明しますので、予算説明資料の46ページをご覧ください。

まず改正の理由につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。また、北海道国民健康保険運営方針に基づき加入者負担の公平化を目指す為、保険料の統一化を見据え、知内町国民健康保険運営協議会において審議を行い、保険税率を改正するものです。

改正の内容としては、4つに分けられます。(1)につきましては、後期高齢化支援金分の課税限度額の引き上げです。国保は算定上、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と3つの項目に区分されており、今回の改正では、後期分の課税限度額が20万円から22万円に引き上げられます。これは、国の改正の基づくものです。

(2)につきましては、低所得世帯を対象に保険税を2割から7割軽減する制度があるの

ですが、今回の改正では、5割軽減の対象となる世帯と2割軽減の対象となる世帯のその軽減世帯の対象になるかどうかを判定する為の所得の額を引き上げるものであり、5割軽減であれば、28万5千円から29万円に、2割軽減であれば、52万円から53万5千円に引き上げるものです。これも国の改正に基づくものです。

(3)と(4)は、税率の引き下げについてでありまして、先月行われました国保の運営協議会で委員の合意を得られたものです。(3)所得割については、基礎分、後期分、介護分、3つの項目全て引き下げで合計マイナス1.5%、(4)平等割も3つの項目を全て引き下げで、合計マイナス1万1千円となります。これら4つの改正は全て令和5年4月1日施行です。尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

● 議案第15号 知内町奨学資金貸付条例の一部改正について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第24、議案第15号、『知内町奨学資金貸付条例の一部改正について』説明を求めます。

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（森永 茂）

議案第15号。知内町奨学資金貸付条例の一部改正について。知内町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。知内町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例。知内町奨学資金貸付条例（昭和47年条例第7号）の一部を次のように改正する。改正の内容につきましては、第2条の貸付の資格について、短期大学、大学、大学院に在学する者を対象にする規定を明記するものです。従来から大学については、組織的に大学院が含まれると書いてきたところですが、令和4年度第1回奨学資金運営協議会4月27日開催において、委員から条例に明記し、町民に周知すべきとの意見があったことから、条例を改正するものです。また第3条の貸付の資格では、短大を明記しているものの第2条の貸付の資格では、明記されていない事から、短期大学と表記を改め明記するものです。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

● 議案第16号 知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第25、議案第16号、『知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案253ページです。議案第16号。知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例につきましては、資料で説明しますので、予算説明資料の43ページをご覧ください。

概要につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和5年4月1日施行されることに伴い、知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正をするものです。改正内容としましては、児童福祉施設による安全計画及び業務継続計画の策定について明記するものであります。

この改正の施行期日は令和5年4月1日。経過措置として改正後の一部の文言については令和6年3月31日までとなっております。尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

● 議案第17号 知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第26、議案第17号、『知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案255ページです。議案第17号。知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例につきましては、資料で説明しますので、予算説明資料の44ページをご覧ください。

概要につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和5年4月1日施行されることに伴い、知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものです。改正内容としましては、家庭的保育事業者等による安全計画の策定やインクルーシブ保育を可能とする人員基準の緩和について明記するものであり、施行期日は、令和5年4月1日となっております。

尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

● 議案第18号 知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第27、議案第18号、『知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の一部改正について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案257ページです。議案第18号。知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例につきましては、資料で説明しますので、予算説明資料の45ページをご覧ください。

概要につきましては、民法等の一部を改正する法律が、令和4年12月16日施行されたことに伴い、知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正をするものです。改正内容としましては、民法第822条の親権者の子に対する懲戒権の規定が削除されたことから、関係条文について削除するものです。

施行期日は公布の日です。尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

● 議案第19号 知内町国民健康保険条例の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第28、議案第19号、『知内町国民健康保険条例の一部改正について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

議案258ページです。議案第19号。知内町国民健康保険条例の一部改正について。知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例につきましては、資料で説明しますので、予算説明資料の47ページをご覧ください。

改正の理由ですが、出産育児一時金は、社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から、全国一律で50万円に引き上げるべき」とされた。これに基づき、厚生労働省において、国民健康保険法施行令の一部を改正したことにより、関係条例の一部を改正するものがあります。

改正内容としましては、出産育児一時金の支給について、健康保険法第101条の政令で定める金額と健保令第36条に規定する「40万8千円」を48万8千円とするものであります。尚、現行と改正後の計算式に載っております1万2千円というのは、参加保障制度と言いまして産まれた子どもが重度の脳性麻痺になった場合に、その子どもと家族の経済的負担を保障する為の掛金であり、今回この部分の変更はありません。施行期日は令和5年4月1日です。尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

● 議案第20号 知内町道路占用料徴収条例の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 29、議案第 20 号、『知内町道路占用料徴収条例の一部改正について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

259 ページになります。議案第 20 号。知内町道路占用料徴収条例の一部改正について。知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。知内町道路占用料徴収条例の一部改正する条例。知内町道路占用料徴収条例（平成 12 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正理由と致しまして、道路占用料は固定資産評価額及び地価に対する賃料の変動を反映させたもので、令和 2 年度に 1 度見直しを行っておりますが、国土交通省により令和 3 年度に行われた固定資産評価額の評価替え、賃料の水準の変動を反映した占用料の改定に伴い、町も改定するものであります。改定後の占用料金等につきましては、ご参照願います。現在主たる占有物件は、北電柱さんで約 932 本、NTT 柱さんが 592 本となっております。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いたします。

附則と致しまして、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

よろしくお願いたします。

● 議案第 21 号 知内町公共下水道設置条例等の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 30、議案第 21 号、『知内町公共下水道設置条例等の一部改正について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

261 ページになります。議案第 21 号。知内町公共下水道設置条例等の一部改正につきまして、予算説明資料でご説明致しますので、建設水道課資料 84 ページをお開き下さい。

改正理由であります。国では下水道事業の会計について健全で持続的なサービス向上を目的に、地方公営企業法の財務適用を求めています。町では、令和 5 年 4 月 1 日より公営企業会計への移行を目指しております。移行により、官庁会計の単式簿記から公営企業会計の複式簿記の移行に移ります。また、地方公営企業法適用により、財務情報の整理、能率的な経営のもと、一層経営の効率化・健全に努めるものであります。その為、地方公営企業法適用により、関係条文を整理するものであります。

261 ページの議案に戻って頂きたいまして、知内町公共下水道事業設置条例の一部を改正する条例。（知内町公共下水道設置条例の一部を改正する条例）

第 1 条、知内公共下水道設置条例（平成 8 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。主たる改正点は、現行で条例の名称を、知内町公共下水道設置条例を知内町下水道設置条例とするものであります。第 1 条で地方公営企業法の適用を定めるものです。

第4条で現在の計画区域内人口にあわせ、(1) 公共下水道、イ、計画人口2,980人に変更、また同じく(2) 農業集落排水事業、イ、計画人口を231人とし、追加するものであります。

第5条、重要な資産の取得及び処分から、第9条、業務状況説明書類の作成まで新たに定めるものであります。

263ページになります。知内町湯ノ里地区農業集落排水施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正。第2条で、知内町湯ノ里地区農業集落排水施設の設置及び管理等に関する条例(平成15年条例第5号)の一部を次のとおり改正するものであります。改正点であります。第3条、先程と同じですが、(4) 計画人口231人に変更するものであります。

附則と致しまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

● 議案第22号 知内町農業集落排水事業費償還基金条例等の一部改正について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第31、議案第22号、『知内町農業集落排水事業費償還基金条例等の一部改正について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐藤和人)

264ページになります。議案第22号。知内町農業集落排水事業費償還基金条例等の一部改正について。知内町農業集落排水事業費償還基金条例等の一部を改正する条例を次のように定める。知内町農業集落排水事業費償還基金条例等の一部を改正する条例。

(知内町農業集落排水事業費償還基金条例の一部改正) 地方公営企業法適用法により、条例を改正するものであります。

第1条、知内町農業集落排水事業費償還基金条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。第4条で、基金の運用から生ずる収益が知内町農業集落排水施設事業特別会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものを新たに、知内町下水道事業会計歳入歳出に計上し、基金に編入するものに改正するものであります。

また(知内町下水道事業整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正になります。

第2条、下水道事業整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条、運用益金の処理。基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上し基金に編入するものを新たに、知内町下水道事業会計、歳入歳出予算に計上して基金に編入するに改正するものであります。

附則と致しまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

● 議案第23号 町道路線の認定及び変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第32、議案第23号、『町道路線の認定及び変更について』説明を求めます。
建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

265ページ。議案第23号。町道路線の認定及び変更についてであります。次の町道路線について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により認定し、及び第10条の規定により変更する。

予算説明資料でご説明致しますので、85ページ、建設水道課、町道スキー場連絡線認定図をご覧ください。路線番号114、路線名スキー場連絡線、起点が元町345-1地先、終点が元町366-1地先、延長は100mです。認定理由と致しまして、認定予定の路線内には、平成6年に建設され28年経過した社会教育施設のスキー場連絡橋がありますが、階段部分等に錆が見られる等劣化が進み、今後の維持管理修繕費用の制度を活用考慮し、歩行者専用道として町道に認定するものであります。

続きまして、予算資料の86ページになります。終点の認定変更になります。路線番号7、路線名元町中の川線、終点が中ノ川78-17地先が中ノ川28-23地先に変更。また延長が5,139mが5,457mに変更となります。変更理由と致しまして、元町中の川線は元町から中の川に向かい、町道中の川建川線に繋がる路線で、国道等の通行止め時には迂回路として利用されている道路であります。現在サンナス川にかかるサンナス3号橋が鋭角に町道に取り付いている為、大型車の通行が困難な事から元町線の終点部の伸長工事实施の為に道路認定の終点変更を行うものであります。

続きまして、87ページをご覧ください。同じく終点の認定変更であります。路線番号50番、路線名涌元4号線、終点が涌元180-15地先が涌元233-4地先に変更。また延長が358mから523mに変更になります。変更理由としまして、現在林道丘の上線と涌元4号線は繋がっておらず、今後の維持管理等を考え町道と林道を接続させるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

● 延会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会致します。

どうもご苦勞様でした。

（ 延会 午後4時08分 ）